

令和5年第3回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

1、本日の出席議員（15名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
8番	齋藤進	9番	佐々木平嗣
10番	小川正文	11番	佐々木孝二
12番	佐藤直哉	13番	佐々木春男
14番	佐々木敏春	15番	森鉄也
16番	伊藤竹文		

※7番菊地衛議員が令和5年3月5日死亡したことにより、7番が欠番となった。

1、本日の欠席議員（なし）

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 阿部和久 次長 加藤潤
班長兼副主幹 今野真深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
総務部長 （危機管理監）	佐々木俊孝	企画調整部長 （地方創生政策監）	佐藤喜仁
市民福祉部長	須田美奈	農林水産部長	池田智成
建設部長	原田浩一	商工観光部長	齋藤和幸
教育次長	畠山真姫子	消防長	阿部光弥
会計管理者	土門好子	総務課長	齋藤邦
税務課長	早水和洋	防災課長	齋藤稔
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀
観光課長	今野伸二	スポーツ振興課長	柴田俊幸
市民課長	佐々木修	農林水産課長	須田益巳
学校教育課長	菱刈宏記		

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

令和5年3月6日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに5番齋藤雄史議員の一般質問を許します。5番齋藤雄史議員。

【5番（齋藤雄史君）登壇】

●5番（齋藤雄史君） おはようございます。5番齋藤雄史です。今定例会、トップバッターとして通告に従い、質問させていただきます。

質問項目は大きく二つあります。一つ目に入る前に、答弁を求めるもの、教育長とありますけれども、これは教育次長になるかと思われまますので、よろしくお願ひします。

一つ目、中学校部活動の部員不足に対する市の対策について伺います。

昨年末はサッカーワールドカップに日本中が盛り上がり、日本代表がヨーロッパの強豪を次々と撃破していく姿は、日本国民にとって明るいニュースであり、多くの人が勇気と感動をもらったのではないのでしょうか。

本市もまたサッカーにはとてもゆかりのあるまちであります。近年、JFL-J3-J2とレベルの高いサッカーを目の当たりにして育った本市の子どもたちの活躍は目覚ましく、平成22年には、旧仁賀保町の小学生で活動するサッカー少年団「ニカホWinners FC」が、にかほ市のチームとして全日本少年サッカー大会に初出場を果たしました。中学校では、平成24年から令和4年までの11年間、令和2年はコロナ禍で中止——で、象潟中学校が1回、仁賀保中学校が8回、東北大会に出場し、令和元年には仁賀保中学校が悲願であった全国大会出場を果たすなど、地元の間人として、サッカーに携わる者として、チームの活躍を嬉しく思い、さらなる活躍を期待するものであります。

そんな中、昨年の地区新人戦に仁賀保中学校サッカー部が、他校との合同チームで出場して参りました。関係者の話では、4月に新入部員が入れば単独でチームを組めるかもしれないが、秋の新人戦時は合同チームになる可能性が大で、今後はこの繰り返しではないかとのことでした。少子化などの影響で様々な部活動が合同チームを組むことは認識しては参りましたが、まさか地元の中学の強豪サッカー部が合同チームを組むとは思ってもよらず、少なからず衝撃を受けた次第です。

部活動に参加する生徒の減少は全国的な傾向で、スポーツ庁が委託した調査「中体連・高体連・高野連に加盟する生徒数等試算（2019年3月）」によると、中体連の13歳から15歳の運動部加盟人数は、2009年度の約233万人から2018年度の約200万人と約13.1%減少しています。さらに2048年度には約148万人となる見込みで、今後、ますますチームスポーツを中心に、部活動を継続していくことが厳しくなると見込まれます。そこで、次の項目を伺います。

(1)部活動（チーム）の数が減ることで、「やりたいスポーツができない」「好きな競技を続けられない」といった、スポーツに取り組みたい子どもたちのための部活動対策が必要になってくると考えます。

①昨年12月議会の同僚議員の一般質問への答弁には、市内3中学の部活動数（仁賀保14、金浦6、象潟12）が示されています。しかし、「取り組みたい部活動に組みめない」との子どもたちの声も聞かれます。生徒数に対し部活動数が適正であると考えているのかも含め、こうした声にどのように応えるのか、また、部活動の再編は考えているのか、伺います。

②今後、特にチームスポーツでは、学校単位での練習や大会参加がままならなくなっていくことが考えられます。市は、この状況をどう捉え、対策等を講じていこうとしているのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

それでは、1の(1)の①の質問についてお答ひいたします。

令和5年2月に市内の中学校1・2年生を対象として、休日の部活動地域移行についてのアンケート調査を行い、226名の回答を得ております。その調査結果を見ますと、現在、部活動に所属していない生徒は全体の19%で43名でした。部活動に所属しない理由としては、半数が「学校以外のスポーツや文化・芸術活動に参加しているため」と回答して参りました。また、「入りたい部活動がないから」と回答した生徒は43名中9名という結果でした。

部活動の設置につきましては、学校長が「にかほ市立中学校における運動部動等の方針」に基づき、複数配置や適正な数の運動部活動設置を目指すものとされて参ります。よって、部活動の設置や再編等については、各学校の教育現場の様々な状況に応じて校長の判断により行われて参ります。

適正な部活動の在り方については、生徒や学校の状況を踏まえ、教職員や保護者、指導者などと話し合い、部活動の運営について理解と協力を求めるなどの配慮が必要と考えて参ります。

次に、②についてお答ひいたします。

部活動の入部は強制するものではなく、生徒の自主的・自発的な参加によるものとなっております。①でも述べましたとおり、最近では生徒が取り組みたいスポーツや活動、趣味などが多種多様になって参り、部活動だけでなく、地域のスポーツクラブや習い事、塾、教室などに通う生徒も増え

ております。ご質問のとおり、その結果、部員数の減少により、学校単独のチームとして大会に参加できないため、他の学校と合同チームを組んで大会に出場する種目も見られております。今後、生徒数の減少により、このような状況はさらに進む傾向にあると考えられます。

学校の部活動は、学校教育活動の一環として行われるものでありますが、これらの課題に対応していくためには新たな取り組みを検討していく必要があると思われまます。そこで現在、生徒にとって部活動を含めたより良い教育環境を確保し、教育活動の充実を図るために「学校環境適正化検討委員会」を設置し、学校規模の適正化を図るための話し合いを進めているところであります。

また、国は部活動の地域移行を進めており、まずは休日の部活動の地域移行に取り組むこととしております。当市におきましても部活動の地域移行は解決すべき課題がたくさんありますが、生徒にとってそれぞれの意欲や目標に応じた多様なスポーツや文化活動の選択にも繋がることから、地域の資源や環境を生かし整備できるよう、地域や保護者、関係団体などと連携を図り、協力しながら準備を進めていきたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤雄史議員。

●5番（齋藤雄史君） 部活動の再編というところなんですけれども、昨年11月のさきがけ新報にも部活動の記事があったんですけれども、県教育庁の保健体育課の発表で県内の中学校の運動部員数が2012年度から男子が1万1,546人、女子が7,335人、2021年度は男子が8,029人、女子が5,390人と、いずれも3割前後減っているという話を書いてありました。一方、学校の運動部の数に関しましては、男子が601から548、女子は549から523と、まず1割も減っていないというところなんですけれども、それはそれでこれで保健体育課の方は保護者や子どもたちの意向、また、子どもたちのやりたい種目の選択肢を残すという意味では、廃部は簡単にできないとありまして、それは私も重々承知しているんですけれども、これからいろいろ部活動の存続、いろいろな意味で存続というのを考えると、学校とか教育委員会の方で厳しい判断が出てくると思うんですけれども、それはまず慎重に判断しながらいろいろ考えていただければなと思います。

そうすれば、(2)の質問にいきます。

サッカーでは、民間のクラブ活動が選択肢として増えたことも部員不足に繋がっている一つの要因であります。これは民間のクラブは普段のトレーニングから主に天然芝・人工芝グラウンドを使用するのに対し、学校のグラウンドがクレー（土）であるというハード面での差が部活動を選択しない理由の一つであるということも聞いております。

①「第2次にかほ市総合発展計画（後期計画）」では、競技スポーツの推進を掲げておりますが、市は現状を育成環境の整備が十分ではないと認識しており、今後は「競技者の夢を育み、能力を高めるために、育成環境を整備し、競技者・指導者の人口拡大を図る必要がある」（同計画124ページ）とみています。しかしながら、主な施策では、トップアスリートによる直接指導の機会創出や大会等への出場費用の一部助成などといった、いわゆるソフト面に特化したものと感じます。

先の12月議会でも「部活動の環境整備は、生徒の未来を創る活動として重要である。」と答弁をいただいたばかりであります。市は、部活動におけるハード面の施策や取り組みを、どのような考えで進めるのか伺います。

②市内中学校のクレーのグラウンドの人工芝化、また、現在、日本サッカー協会は令和4年度まで継続してきたJFAサッカー施設整備助成事業を令和5年度以降も継続するか検討しているとのことでしたが、継続するとした場合に市内サッカー施設の人工芝化の検討はしないのか、伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） (2)の①と②は関連しますので、併せてお答えいたします。

中学校設置基準には、学校における施設及び設備は、「指導上、保健衛生上、安全上及び管理上、適切なものでなければならない」とあります。また、中学校学習指導要領解説保健体育編には「体育のねらいは運動の合理的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを味わうことができるようにする」とされております。なお、運動部の部活動については、「運動部の活動はスポーツに興味と関心を持つ同好の生徒が、より高い水準の技能や記録に挑戦する中でスポーツの楽しさや喜びを味わい、豊かな学校生活を経験する活動である」とされております。

先ほど申したアンケート調査によると、学校以外のスポーツや文化活動を選んだ理由を見ますと、「部活動より競技・技術レベルが高いから」「他の学校の友だちと一緒にできるから」を選んだ生徒が最も多くなっており、グラウンド等の環境条件が理由で部活動に所属しないという生徒はおりませんでした。

学校の体育のねらいや設置基準、部活動の意義から考えても、学校のグラウンドが芝生である必要条件はないと思われまます。また、部活動によっては市内のスポーツ施設を有効に活用して取り組んでいる状況も見られます。より素晴らしい環境の中で部活動をさせたいという気持ちは十分に理解しますが、安全にかつ十分に運動できるグラウンドであれば、問題はないと考えております。

現在は、グラウンドや体育館を含めた学校の維持管理を中心に予算計上しており、部活動のための新たなハード面の施策等の計画はございません。学習指導要領にも記載されておりますが、大切なことは運動部の活動の意義が十分発揮されるよう、健康、安全に留意し、適切な活動が行われることであり、今後も環境整備に配慮して取り組んでまいります。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、②のご質問の後段です。市内サッカー施設の人工芝化の検討についてをお答えをさせていただきます。

県内でも一部の公共施設や高校などで人工芝のサッカー場が整備されてきているということは認識をしております。確かに芝の荒れなどを気にすることなく、雨天時や練習などで連日数多く利用する場合に適しており、管理する側、利用する側、双方にメリットがあるものと理解はしております。

一方で、現在、にかほ市においては天然芝のサッカー場が4面整備されており、特に仁賀保グリーンフィールドは観覧席も備えていることから、サッカー関係者のご努力もあり、これまで国体やミニ国体など、大きなサッカー大会やJ1サッカーチームのキャンプなどが開催されてきました。こうした大会などの誘致を行う場合、人工芝グラウンドよりも体の負担が軽減される天然芝グラ

ウンドが好まれているとのことでもあります。

ご質問の市内サッカー施設の人工芝化についてはありますが、JFAによる助成事業については、令和5年度以降も継続されるかどうか未だ不明なことでもあります。ましてや助成の要件や助成割合などが示されていない現時点で検討するには、材料が少ないものと考えております。

また、市内では野球場やテニスコート等の既存施設の老朽化も課題となっておりますので、緊急度合いや公共施設マネジメント等にも照らし合わせ、サッカーグラウンドの人工芝化については優先順位は高くないものと認識をしているところであります。

●議長（宮崎信一君） 齋藤雄史議員。

●5番（齋藤雄史君） 今、教育次長と市長から答弁いただきましたけども、私としては、まず天然芝というところでお話いただきましたけれども、人工芝となればやはり結構長い時間といいますか、降雪を気にせずといいますか、雪が降ったとしてもある程度早い段階から使用できるということもありますし、そこら辺のことと、あと、前回の国体の時にサッカー会場となったところで、秋田市と由利本荘市、にかほ市の中で人工芝化の屋外のグラウンドがないということでもあるので、そこら辺は人工芝化してほしいという気持ちもありますし、関係者の方からはスポーツセンターのサッカー場、今2面サッカーグラウンドありますけれども、そこを一つまず人工芝化して、多目的な方向で使えるようにすれば交流人口も多くなるだろうしということもあり、あとまず昨年6月定例会の齋藤光春議員の竹嶋潟周辺整備計画の市長の答弁にも、金浦のあの周辺を本市を代表するスポーツエリアとして充実を図るとありますので、そういう意味でも屋外の人工芝というのは、できればというか、まず前向きに考えてほしいんですけれども、今の発言を聞きますと、今のところ優先順位の中にはないということでしたが、今後考えていただきたいかなと思います。

あと、市内中学校のクレーのグラウンドは、まず考えていないという話なんですけど、サッカーのグラウンドだけでなく、まずそういう市内の小・中学校のグラウンドで人工芝化が可能なグラウンドがあると思うんですけれども、そういうグラウンドを、それこそふるさと納税の未来を担う子どもたちの教育環境の充実というところや、あと市長にお任せというところで、まずやってもらえればなという気持ちもありますけども、そこら辺は市長、どのようなものでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 確かに人工芝が近隣他市にもありますけれども、先ほどの教育次長の答弁にもありましたように、部活動の存続方向がどのような方向に今向かっているのか、国によれば地域移行を進めるという考え方によれば、学校単位で部活動を維持していくのは極めて厳しいというのが大方の認識であるというふうに捉えたときに、その資源の配分ですね、グラウンドも含めてですね、そういう資源配分をどのように私ども捉えていかなければならないのかということ、これからの公共施設マネジメント計画等、再編計画等で組み立てていかなければならないと思っています。ですので、現時点でその部分をまだ整理していない段階で、じゃあ人工芝を優先してやりますよというわけにはいかないということをお先ほど来述べているところであります。

●議長（宮崎信一君） 齋藤雄史議員。

●5番（齋藤雄史君） 議長、すいません、それで戻るんですけれども、(1)の②のところ、ちよっ

と質問するのがあったので、ちょっと失念していたので質問させてもらっても大丈夫でしょうか。
②の項目で。(1)の②ですね。今後、特にチームスポーツはというところです。この中のことで、ちょっと質問することがあったんですけど、ちょっと自分の中で失念してまして――。

●議長（宮崎信一君） 質問内容が通告に載っていますか。

●5番（齋藤雄史君） この質問をして、今、返答をもらったんですけども、それに対して再質問という形があったんですけども、ちょっと失念をした形です。

●議長（宮崎信一君） 暫時休憩します。

午前10時24分 休 憩

午前10時25分 再 開

●議長（宮崎信一君） 会議を再開します。

齋藤雄史議員。

●5番（齋藤雄史君） 大変失礼しました。

そうすれば、2の方に移ります。

住みよい・暮らしやすいまちづくりの推進。

市長は、「第2次にかは市総合発展計画（後期計画）」の策定にあたり、「市民と行政が一体となって、暮らしやすいまちづくりを進める」と述べています。市当局には、引き続き、市民の目線に立ち、市民の声に耳を傾け、行政運営を担っていただくことを期待しております。そこで、市民が暮らしやすいまちづくりを進める上で、身近な市民生活から2点伺います。

この質問に入る前に一言あるんですけども、施政方針の「環境にやさしいまちづくりについて」の中に「ごみ袋の実用性の向上を目指し、材質や形状等の見直しも検討してまいります」とあったことを踏まえた上で、質問させていただきます。

(1)指定ごみ袋について。

現在、本市の指定ごみ袋は、燃えるごみ、燃えないごみ、資源専用（リサイクル用）の3種類で、サイズは全て、大（45リットル）、小（25リットル）の2種類です。同世代の市民の方と話す機会があり、「高齢者がごみ袋を重そうにしながら、ごみステーションまで運んでいるのを見掛ける。その際は代わりに運んであげたりしているが、小さいサイズを検討するとか、何とかならないものか。」との思いを聞かせてくれました。

①本市の65歳以上の方は、39.55%、75歳以上の方は21.23%（令和5年1月末現在）であります。また、1世帯当たりの人数は減少傾向にあります。こうしたことを背景に、市民にもサイズの小さなごみ袋へのニーズの高まりが見られます。

また、一般的に、袋が小さい方がごみ袋の減量効果があるとして、自治体によっては3種類以上のサイズを用意しているところもあります。由利本荘市では、大、小（本市と同サイズ）に加え、ミニ（15リットル）の3種類。秋田市は特大（45リットル）、大（30リットル）、中（20リットル）、

小（10リットル）の可燃ごみ袋で4種類を準備しております。また、東京都調布市は、ごみの削減に力を入れている自治体で、小さいごみ袋の方が1リットル当たりのコストパフォーマンスが高くなるような価格設定とすることで、市民がごみの削減を意識的に行えるようにしたり、小さなごみ袋を使用する際の、ごみの量を減らすための工夫を広報誌で情報提供した結果、ごみの削減につながったそうです。

今後、本市でもサイズの小さな指定ごみ袋を作成する考えはないか、市の対応を伺います。

②燃えるごみ袋、燃えないごみ袋は、平袋方式をとっておりますが、高齢者や手の不自由な方などが持ちやすく縛りやすいU型袋（取っ手付き袋）を導入する考えはないか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、二つ目のご質問、指定ごみ袋についてですが、①と②について、これを併せて答弁をさせていただきます。

本市の現在の指定ごみ袋については、それぞれ大と小の2種類があり、可燃ごみ、不燃ごみの小の容量は概ね30リットル、資源ごみの小は25リットルの袋となっております。

議員のご指摘のとおり、65歳以上人口は全体の約4割を占め、世帯状況で見ましても、令和4年7月1日時点では65歳以上の世帯割合が33.9%を占めております。確かに高齢世帯を含め、少人数世帯については、家庭ごみの量は少ないものと考えております。

ごみ袋の形状につきましては、現在は資源ごみ袋については持ち手付きとなっておりますが、その他の種類は平袋のタイプであり、これまでもごみ袋の形状については様々なご意見をいただききたところであります。

そのため、市では先ほど議員もおっしゃったように、施政方針で申し上げましたとおり、令和5年度にごみ処理手数料基礎検討業務を実施し、施設への持ち込み手数料の見直しやごみ袋の有料化の導入などについて検討していくこととしております。その中で指定ごみ袋の形状についても、口が縛りやすく持ち運びしやすい、できるだけ使いやすいものに改善できないか、あるいは世帯構成や生活スタイルの変化等への対応には何が有効か、市民の利便性の向上、さらに減量化には何が有効な手段なのかなどについて見直しを検討していきたいというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤雄史議員。

●5番（齋藤雄史君） そうすれば、まず今回の施政方針のほうに、まずごみ袋のことも考えていくということは書いてあったんですけども、ほかの自治体ではもう既に、要はもっと小さい5リットルの袋も検討していくという話も出てはおります。ただ、そうなってくると、にかほ市はどうしても、そういう意味でごみ袋の話に関しては遅れをとっているのかなと思うんですけども、今までも何というんでしょう、市の中で、ごみ袋の中で改善していかなければならないという話が出なかったのでしょうか、その点伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） これまでも部局内での検討状況については、担当の部長のほうからあればお答えをさせていただきますが、ただ、議員もおっしゃるように、ごみ袋については多くの皆さんか

らご指摘をされていたということについては認識はしております。しかしながら、その変更時期というものについて、どのようにやっていくかということについて内部検討をしてきたことも事実であります。確かに他の地域について遅れをとっていましたが、にかほ市については、にかほ市単独の素材を使ったごみ袋があって、それがかつての古い焼却炉に合わせたごみ袋であったということもあります。そこら辺のごみ袋の素材等についても、現在の新しい焼却施設では必要のない素材が入っていますので、いずれ変更はしなければならないという認識の下にあったということは事実であります。今回その認識を具体化していこうということ、検討業務に入っていこうということ、であるということでご理解をいただきたいと思っております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤雄史議員。

●5番（齋藤雄史君） そうすれば、今現在の袋の中で燃えないごみ袋なんですけれども、皆さんもご存じだと思うんですけれども、まずちょっとやばいといいますか、ちょっと破れやすいという部分があるんですけれども、そこら辺も今後の変更等には考えているのかどうか伺います。

●議長（宮崎信一君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） 先ほどから答弁していますように、ごみ袋関係につきましては、素材、形を含めた形で令和5年度の検討材料ということにしておりますので、これまでもご意見、縛りにくい、運びにくいというようなことがありましたので、そういったことを併せて検討していくということにしております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤雄史議員。

●5番（齋藤雄史君） そうすれば、今の話分かりましたけれども、まずこれから高齢者も多くなってきますし、単身者とか一世帯当たりの人数も減っていくという傾向にありますから、まず早い段階といいますか、小さい方のごみ袋等も、市民が使いやすいごみ袋を早い段階での実現を目指してもらえればと思います。

そうすれば、(2)の質問にいきます。

地域公共交通におけるデマンド交通の導入について。

市は、令和4年3月に、市民が利用しやすい公共交通の仕組みを構築するため、「にかほ市地域公共交通計画」を策定しました。この計画では、利用者の利便性を高める取り組みとして、新たな技術を活用した移動手段の検討に触れられており、コミュニティバスからデマンド交通への見直しを検討することにしていきます。（同計画47ページ）

また、見直す際には、AIを利用した予約・配車システムや常時予約受付可能なアプリなどを導入することで、その実現を目指すとしていきます。

本市の公共交通の現状は、鉄道、路線バス、コミュニティバス及びタクシーが基本となっておりますが、特にコミュニティバスは、時間帯によっては長時間の空きがあったり、利用頻度が少なく、定時定路線型の運行形態がマッチしていない状況が見受けられます。私のもとには、市民の方で高齢者や足の悪い方、免許を持っていない方など、またはそのような方々の身内の方々より、バス停まで行くのが大変であり、自宅または自宅近くまでバスが来てもらえないものだろうかとの要望がありました。実際、同計画の市民ニーズアンケート調査（同計画23ページ）でも、公共交通を利用

しない理由として、「駅・バス停まで歩くのが大変」「駅・バス停で長時間待つことができない」「自宅付近を運行していない」「自宅や目的地から駅・バス停の距離が遠い」「運行する時間帯が外出時間と合わない」などが上位となっており、個々のニーズに合った運行を求める意見が多いことがみてとれます。これが冬期間や天候の悪い日であれば、なおさらであると推察します。

また、昨今は夜間のタクシー運行の時間が繰り上げになるなど、問題として挙がっています。

既にデマンド交通を導入している千葉県いすみ市の「市民のりあいタクシー(旧称いすみ市デマンド交通)」は、電話一本で個人宅の玄関までお迎えに行き、目的地まで搬送するばかりか、帰宅時も送ってくれるという利用者に優しいシステムで、特に一人暮らしの高齢者には大人気交通手段であり、市内全域を7台の中型ワゴンタイプで運行しているとのことでした。

本市の事業実施に向けた検討スケジュール(同計画60ページ)を確認すると、令和5年度中に関係機関等との協議を行い、翌年度以降、順次再編の実施、効果の検証を行い、実現可能性のある場合には、令和8年度に導入することとなっているようであります。導入までには、タクシー等の活用や運転手不足、運用コストなどクリアしなければならない様々な課題があることは承知しますが、今後、高齢者や免許返納者が増えていくことが考えられる中、必要不可欠になっていくであろう地方公共交通のデマンド(オンデマンド)化実現に向けた見通し、実現時期について伺います。

●議長(宮崎信一君) 答弁、市長。

【市長(市川雄次君)登壇】

●市長(市川雄次君) それでは、2番の(2)地域公共交通におけるデマンド交通の導入についての質問にお答えをさせていただきます。

現行のコミュニティバスの運行については、JRや羽後交通と接続しやすいダイヤの設定やGPSなどを利用して車両の位置情報をスマートフォンで確認できるバスロケーションシステムの導入など、利用者へのサービス向上に取り組んできているところであります。

そのような中でコミュニティバスの課題につきましては、齋藤議員のご意見のとおり、運行ルートや運行時間を初めとした公共交通のサービス内容のほか、待ち合い環境の改善に関するご要望もいただいております。

少子高齢化に伴い、公共交通の利用者は年々減少していく一方で財政負担額は年々増大しており、また、全国的にもドライバー不足は深刻化しており、現行の運行体制を維持、継続することが困難になることも想定されておりますので、持続可能なスキームの構築が必要であると捉えてきているところであります。

AIデマンド交通は、迂回ルート型やドアtoドア型など、路線や時刻は定めるが、予約がなければ運行しないという形態から、利用できる時間帯、乗降地点などを全く定めない形態まで、地域や利用者の実態に応じて様々なサービスの形態をとることができます。

また、地域における地理的条件や目的によって、都市型、郊外型、観光型など、地域によって導入実態は様々であります。そのため、近年は実証実験を実施し、地域における最適な導入形態を検討する自治体も増加してきているところであります。

AIデマンド交通は、利用者の予約に対してAIを活用し効率的なルート設計を行い、指定され

た時間に指定された場所へ送迎するサービスであり、利用者の求めにリアルタイムで応じることができるため、より即効性の高い交通サービスであると認識をしております。

ご質問のデマンド化の実現に向けた見通し、実現時期についてはありますが、公共交通計画の新たな技術を活用した移動手段の検討のスケジュールは、令和4年度・令和5年度に協議をし、令和6年度に再編の実施、令和7年度で効果の検証、令和8年度で見直しとしております。導入にあたっては、既存の公共交通機関への影響や市の財政負担、にかほ市地域公共交通活性化協議会での協議、そして他自治体の事例も参考にしながら検討することになりますが、基本的に私が考えるAIデマンド交通は、電話やスマートフォンの予約により、近くのバス停からどのバス停へでも行くことができる自由度の高い交通システムをイメージしております。運用後の方法については、目的地まで到着が早い、バス停で待たなくていい、空白地域がないなどのメリットも多く、利用者の増加も見込めると考えており、スピード感をもってAIデマンド交通を導入したいと考えております。

公共交通においては、費用対効果重視から縮小の方向に向かいがちではありますが、市民の足を守るという観点から、着実に施策を実施してまいりたいと考えております。将来の本市の公共交通の在り方については、デマンド交通単独で全てを解決できるものではなく、利用者の様々なニーズに応じた交通手段を提供することが、交通弱者対策に対応していくことになると考えておりますので、全体の最適化という見地から市内公共交通ネットワークの構築を進めてまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤雄史議員。

●5番（齋藤雄史君） そうすれば、今の質問なんですけれども、AIを利用したデマンド交通ということを目指していくということでしたけれども、まだまだやっぱり高齢者の方、スマホとかを利用できていないという方も多い現状だと思います。そういう中で、やはり利用される方は高齢者の方が多いですけれども、そういう方々はやっぱり電話といいますかスマホを使っての予約はできない、厳しいと思うんですけども、そこら辺の高齢者の方々のため、デマンド交通を実現したときにそういうスマホ利用できない、厳しいという方々のための予約方法、利用方法というものを考えているのか、そこら辺を教えていただければ助かります。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 現時点では検討会議を開催しておりませんので明確にお答えはできませんけれども、当然、今、議員がおっしゃるようなことについては検討の材料の一つとして検討しなければならないというふうには考えております。全てをカバーすることはできないとしても、多くの皆さんにとって利用しやすいものでなければ公共性の担保ができないというふうには考えておりますので、そこら辺については検討材料の一つとして検討したいというふうには考えておりますが、担当の部長のほうで何かあれば追加で補足していただきます。

●議長（宮崎信一君） 齋藤雄史議員。

●5番（齋藤雄史君） そうすればまず計画等いろいろあると思いますけども、一刻も早く実現に向けて市当局には頑張っていただきたいと思います。

質問を終わります。

- 議長（宮崎信一君） これで5番齋藤雄史議員の一般質問を終わります。
所用のため暫時休憩します。再開を10時55分といたします。

午前10時45分 休 憩

午前10時55分 再 開

- 議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。
一般質問を続行します。

次に、14番佐々木敏春議員の一般質問を許します。14番佐々木敏春議員。

【14番（佐々木敏春君）登壇】

- 14番（佐々木敏春君） 14番佐々木敏春です。3点にわたり質問をいたします。

一つ目、松くい虫による立ち枯れ危険木の対策が急がれていると認識しており、対策の現状について質問いたします。

二つ目、住民主体の防災避難計画づくりによるコミュニティ活性化の取り組みを提案し、当局の見解を伺います。

三つ目、本市デジタル化の取り組み強化について質問をいたします。

以上3項にわたって質問いたします。

初めに、松枯れ危険木の対策についてであります。

松枯れ対策について、令和3年12月定例会の一般質問で取り上げました。このときの質問は、松くい虫被害の防除対策というよりも、立ち枯れした松がもたらす危険の除去に重きを置いて質問を行ったものであります。これに対し市当局からは、危険木、危険箇所の調査と、それに対する緊急性について検討を加え対処する旨回答をいただいているところであります。

松は、私たちの身近にあり、慣れ親しんできた樹木であります。身近にあるものだけに、立ち枯れから時間が経過すると腐食による倒木、枝の落下などが身近で発生し、大変危険なものになります。また、伐倒にはクレーンが必要とされるなど、処理費用も跳ね上がることから、急ぎ対策する必要があるものと考えます。

質問(1)この1年でどこまで対応がなされたのか質問します。

①危険木等の調査結果は、どのようなものだったのか伺います。

②調査結果に基づき対処方法は検討されているかについて質問いたします。

③令和4年度において実施された対策の内容、実績について伺います。

④今後の対応、取り組みをどのように進めていくのかについて伺います。

- 議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

- 市長（市川雄次君） それでは、佐々木敏春議員の一般質問にお答えをさせていただきます。
まずは、松くい虫とその対策の概要についてを、あらかじめご説明をさせていただきます。

松くい虫の被害は、御存じのようにマツノザイセンチュウという虫が松の幹の中で増殖して、松を弱らせ、最終的に枯らせてしまうというものであります。このマツノザイセンチュウは、自ら移動することはできませんので、いわゆるマツノマダラカミキリを媒介して移動して被害を拡大させているというものであります。皆さんが見ているように、マツノザイセンチュウが侵入した松は、葉っぱが変色し始めると、およそ一、二か月で黄緑色から黄色に変色し、その後数か月で全ての葉が茶褐色に変わります。マツノマダラカミキリは弱った松に産卵して、秋田県においては6月から7月頃に成虫となって飛び回るというものであります。この際にマツノザイセンチュウも他の松へ移動することになりますので、移動させないために被害木を伐倒し、破碎、焼却する対策を伐倒駆除といって処理をしていると。この伐倒駆除は、被害の拡大防止が目的でありますので、海岸部の保安林などで主に県が事業実施をしているというものであります。

被害の拡大防止の伐倒駆除に対して、伐倒処理というものもあります。葉っぱが変色すると被害木、変色した葉っぱが全て落ちると枯損木、さらに樹皮が剥げ落ちて道路、家屋等を倒壊する恐れがある木を危険木とおおむね区別しており、枯損木、危険木を伐倒することを伐倒処理というふうに言っております。

こうした危険木は、国道付近では国土交通省、鉄道付近ではJRがそれぞれの責任において処理をしていると。立ち木については、土地所有者に管理責任があるというものであります。民有地においても同様ですが、市では宅地等の所有者からの申請によって、所有者の10%負担で伐倒処理をしているというのが概要であります。

そこで、(1)の①ですが、危険木の調査結果について、昨年11月に管内の守るべき松林、対策対象松林で被害木調査を実施しておりますが、民有地、私有地の分別はしておりません。また、時間の経過とともに被害木は枯損木になり、場所によっては枯損木が危険木というふうになっております。

配付しております別紙の資料においてご覧いただきたいのですが、市の調査では、一つに、①の両前寺の海岸林付近から⑫の小砂川の三崎の間で、合計で1,700本の被害木があり、このうち危険木は5%程度の約90本というふうを目視で確認をしております。同じく昨年11月に実施した県が所管する海岸林の被害調査では、⑬上狐森・建石から⑰の三崎公園の間で合計で7,530本の被害木があり、このうち危険木は1%程度、約50本と推測をしております。

次に②調査結果に基づいて対処方法は検討されているかについてです。

県、市、国土交通省などが、それぞれの所管に応じて防除対策の伐倒駆除と被害木の伐倒処理を同時に実施いたしますが、実施者間で情報共有し、優先度を決定してまいります。その上で伐倒駆除については、マツノマダラカミキリが移動する7月までに実施するべくスピード感を優先してまいります。伐倒処理については、事業効率を考慮し、被害面積の大きい地区を優先してまいりたいと考えております。なお、調査した箇所は、主に松林でありますので、通常において人の出入りがないため、立ち入り禁止や頭上注意などの注意喚起は行っておりません。

次に③令和4年度の実績についてです。

市が令和4年度に実施した伐倒の実績は219本、121.61㎡、事業費で約1,352万円であります。なお、令和3年度は157本、令和2年度は51本であります。県が令和4年度に実施した伐倒の実績は2,

229本、921.29㎡、事業費として約1,575万円であります。——すいません、先ほどの市の方でも121.61㎡と言いましたけれども、121.61㎡であります。

次に④今後の対応、取り組みをどのように進めるかについてお答えをします。

被害対策の基本は、森林病虫害等防除法に基づき、将来的にも松林として保全の必要がある守るべき松林における防除対策を徹底することにありますので、これらを継続してまいりたいと考えております。

具体的には、来年度は秋田県水と緑の森づくり税事業を活用し、被害木の調査及び伐倒処理を行います。伐倒の数量については、今年度よりもさらに増加して実施をする予定としております。市では、小砂川、川袋、大砂川を、県では関から中野沢を行う予定であり、県においても来年度は伐倒駆除の規模を大幅に拡大することとあります。

また、個人の所有地でも10%の負担で市が伐倒処理を行う制度について、改めて周知を拡大してまいりたいと考えております。所有者本人の申請でなくても、所有者の同意があれば自治会等による申請や負担ができますので、そうした部分についても周知をしてまいりたいと考えております。

いずれにしても、被害の拡大防止、危険木処理の両面において、これまでよりもさらに取り組みを推進していくという予定であります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 今、取り組み等について説明をいただきましたけれども、松くい虫の病虫害防除駆除という事業の観点からと、その危険木の対処という観点から分けて考えていくべきなのかなというふうに考えます。危険木については、生活環境課の方での対応になるのかなという気もするんですけども、この病虫害駆除という観点から危険木をどのように捉えていくのかということになるかと思いますが、定期的な経過の観察、あるいは住宅に被っている松、これをどうしようか、こういったものについては病虫害の防除駆除という観点からは見えてこないものなのかなというふうな気もします。ですから、その危険木ということではどのように対処していくのか、この辺について生活環境、あるいは農林の方と協議をしていくべきと考えますけれども、この点について答弁をお願いします。

●議長（宮崎信一君） 農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） ではまず伐倒の駆除と伐倒の処理であります。伐倒駆除につきましては主に海岸部など守るべき松林について県が主体となって行っております。危険木につきましては市が主体となって行っておりますが、現在のところ生活環境課ではなく、農林水産課の方で担当をさせていただこうと、今後についても考えております。

その中で私たち調査いたしておりますのは、主にそういった海岸部の守るべき松林についてであります。住宅の松につきましては、松に限らず立木は土地所有者や土地の占有者に管理責任がありますので、それは民法でも定められており、この原則を逸脱することはできないというふうに考えております。ただ、繰り返しになりますが、森林病虫害の防除法に基づき、国、県、市町村、これらが駆除し、本市では松くい虫から市を守る条例に基づき、伐倒の駆除、処理の受託を規定し、民有地の危険木処理も10%の費用負担で実施しておりますので、先ほども市長が申し上げましたとお

り、まずはこの周知を強化してまいりたいと考えております。

参考までに、民有地の伐倒についてであります。昨年度は14件の申請があり、73本を処理し、1本当たりの個人負担は約4,400円です。今年度は20件の申請があり、205本を処理しており、1本当たりの個人負担は約4,800円です。申請があった分をある程度まとめて発注しておりますので、1本当たりの単価を抑え、個人負担の軽減を図っているところであります。仮に申請ごとで単発で発注した場合は、本数にもよりますが、この倍の価格にはなろうかと思っております。ですが、市では市民などから伐倒処理の申請に基づき、実施調査を行い、受託の可否について申請者に通知をするため、一定の時間を要することになりますので、例えば非常に危険で倒れる寸前で申請をいただくのではなく、もっと早い段階で申請をいただけるように、制度の周知を強化し、速やかに危険木を処理してまいりたいと考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 大変よく分かりました。ただ一点確認いたしますけれども、市長の答弁で、被害木の中の5%、90本、そして50本という数値ございましたけれども、これは全体の、民有地も含めての数値ということでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） その数字には、民有地は含まれておりません。主に海岸部でして、県及び市が管理する面積となっております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） それでは、次の質問にまいります。

住民主体の避難計画策定と地域の防災力向上の取り組み支援についてであります。

国は、頻発する災害に対応するため、年年の災害を教訓として災害基本法を改正するなどにより、防災対策の強化を図ってきております。

平成30年7月に発生した西日本豪雨災害では、気象庁による特別警報や自治体からの避難勧告など避難行動を促す情報が出されたものの、自宅にとどまるなどして避難行動には結びつかず、大きな犠牲を出す結果となっております。これを教訓として、国では、それまでの行政主導の取り組みを改善することにより防災対策を強化するという従来の方向性を根本的に見直し、住民が自らの命は自らが守る意識を持って自らの判断で避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するという住民主体の取り組み強化による防災意識の高い社会の構築について報告をまとめております。住民が的確な避難行動を取り入れるよう、避難勧告等に関するガイドラインを変更しています。これ以降、地域が主体となり、地域が抱える災害リスクに沿った独自の避難計画作りの必要性や、その取り組みを通じた防災意識の強化が重視され、現在に至っているものと考えておりますが、一方、住民主体の核となる町内会では、「高齢化で防災訓練の参加者が少なくなってきた」との声が聞かれるなど、担い手不足によるコミュニティ活動の先細りが課題となる状況にあります。

(1)そこで、「避難勧告等に関するガイドライン①避難行動・情報伝達編」に示される住民主体の取り組みをどのように捉え、実現するかについて質問します。

①町内会等が取り組む避難計画策定などに対し、人的サポートや助成金など、支援制度創設の考えはないか伺います。

②地域による防災計画づくりをテーマとし、これを通じたコミュニティ活動の活性化、強靱なまちづくりの取り組みとすることも考えられると思うが、見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2の(1)のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに①ですが、ご質問にありますガイドライン変更の契機となった平成30年7月の豪雨であります。西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となり、1府13県で200人を超す死者、行方不明者を出す大災害となりました。

これを受けて設置されたワーキンググループにおいて、これまでの行政主体の防災活動から住民主体の防災活動への転換が提言されたことは、今、議員が述べられたとおりであります。およそ自治会等が防災・減災に対して果たす役割は、事前防災としての防災訓練、災害発生時の応急対応などが考えられ、いざというときに自治会が自治会としての役割を果たすために避難計画などを策定しておくことは市としてもメリットがあると考えております。これに対するサポートとしては、防災士の派遣や自治会等が専門家を招聘する場合の費用助成などが考えられますが、財政負担などを考慮する必要もあります。計画の策定に限らず、市民自らの防災活動については、地域の皆さんの声を聞きながら、引き続き支援の在り方を検討してまいりたいと考えております。

次に、②の防災計画づくりを通じたコミュニティ活動の活性化や強靱なまちづくりの取り組みへの見解についてであります。

地域による防災計画づくりというものを災害対策基本的に定められている地区防災計画と捉えた場合に、市の防災計画に追加記載できるレベルのものを策定するには、かなりの時間と労力がかかるものと見込まれるところであります。

ご質問について、そこまで想定したものではないと捉えていますが、いずれにしても地域での自助、共助について認識し合い、確認し合い、いざというときの地域としての行動を考えるという作業、これは地域住民がお互いの存在を意識するところからスタートするものであり、コミュニティの基盤づくりに寄与し、強靱な地域づくりに繋がり得るものと考えます。

そもそも防災、あるいは減災というものは、終わりのない改善を繰り返す作業であります。そのことについて、自治会等において市民が自ら考えていくのであれば、議員のおっしゃるとおりコミュニティ活動が活性化されるきっかけの一つになり得ると思いますし、ひいては関係人口の増加にも期待ができるのかなというふうに思っております。

先ほども申し上げましたとおり、市としては市民自らの防災活動に対して、地域の皆さんの声を聞きながら、引き続き方向性などを検討してまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 避難計画策定についての支援ということについて、市民の声を聞いて対応しますという、こういうご答弁かと捉えましたけれども、市民からなかなか声が上がらないとい

う、コミュニティがなかなか活力がなくなっている、これをひとつこ入れするために支援策を講じませんかという、こういう提案でございますけれども、なかなか市民の声を聞くというのが大変な状況になっているのかなというふうな気がします。この点について市長のお考えを伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

●市長（市川雄次君） 確かに議員のおっしゃるとおり、各地域の自治会等の自治力といたしましうか、地域コミュニティの力、人口の減少、構成員の減少等によって年々弱まってきているというのは確かだと思います。ですので、地域から直接声が上がってくるというのも、議員のおっしゃるようにより心配される、懸念される部分ではあります。

このことについては、議員のおっしゃることも十分理解できておりますので、協働のまちづくりという視点からも、やはり私どもからもてこ入れをするという、議員がおっしゃるようにてこ入れをするという姿勢は必要だと思いますので、今後の取り組みについてはさらに検討を加えていきたいというふうに思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 町内会には自主防災組織というのがございますけれども、なかなか今、コロナもあって表立った活動ができていない状況でございます。今、コロナ後の取り組みということでスタートされるのかなというふうに思いますけれども、なかなか現状を見ますと、みんなで集まって避難計画づくりをしましょうという、こういうそのパワーというのはやっぱりなかなか大変かな、厳しいなというふうに認識しております。ぜひ市の方で、しっかりその辺を認識いただいて、支援策を講じていただければなというふうに思います。よろしくをお願いします。

次の質問にまいります。

(2) 高齢者の中には、避難訓練の際、足腰が弱くなり周囲に迷惑をかけたくない、足手まといになりたくないという理由で、参加しないという方も多くおられます。このような方が参加できる避難訓練の実施などは考えられないものなのか。また、今後における高齢者の避難訓練を、どのように捉えているのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(2)のご質問にお答えさせていただきます。

高齢者など配慮が必要な方々に対する避難訓練の実施については、防災活動のハードルを下げる必要があると考えております。内閣府が2018年に公表した防災に関する世論調査によると、防災訓練に参加しない理由として、70歳以上では「会場に行くのが大変だった」という項目の比率が高くなっております。これに対して京都大学の防災研究所の矢守克也教授は「高齢者等については遠くの避難場所まで歩いていく訓練ではなく、まずは玄関まで避難すること」などを提唱されております。これは、いざ、事が起きたときに、靴を履き、杖を取り、逃げるという意識づけがまずは大事であるとの考えによるものであります。このように防災活動のハードルを下げる、まずは地域の防災訓練に参加するというステップを踏んでいただき、自助の実践を意識していただくことが重要であって、次のステップとして避難場所へ移動するなどの共助の在り方を地域で話し合い、訓

練に組み込んでいくというのが理想であるというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 一人も取り残さないという部分については、皆さん共有をされているかと思えますけれども、なかなかこの高齢者に対しての、弱者に対しての取り組みというのが、なかなか大変な部分があると思えます。一人も取り残さない、こういう思いをしっかりと反映できるような避難計画、感じられるような避難計画があればなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思えます。

次の質問にまいります。

3番目、デジタル化の取り組み強化についてであります。

超高齢化社会に突入した日本は、2030年、人口の3人に1人が65歳以上になり、労働力の減少や社会保障費の逼迫などに直面するとされ、これが「2030年問題」と呼ばれています。そして、これを乗り越える対応策として位置づけられるのが、国を挙げたデジタル化の推進であります。

2030年まで残すところ8年、本市でも65歳以上の高齢者の割合は、令和3年に39%を超え、慢性的な人手不足の状態が現出し、既に超高齢化社会を迎えている段階にあります。自治体におけるデジタル化の推進は、高齢化による労働力人口減少の進行との競争ともいえ、自治体の取り組みにおける優先度は高く、待ったなしの状況とされています。本市におけるデジタル化への取り組みについて質問します。

(1)デジタル化の推進は、ICTやIoTの技術を活用し、これを手段としてDX(デジタルトランスフォーメーション)を目指すもので、これにより自治体の業務、組織の在り方を変革するものとされます。そして、DXの推進は、業務課題に対応した目標を定め目指すことであり、デジタル化の推進そのものが目的にならないことが大事とされています。

市の組織及び業務全般に関わることであり、強力に推進を図る必要があるものと考えますので、次により質問をいたします。

①DXを目指すデジタル化推進のための年次計画や目標の設定が必要と考えるがどうか。

②総合発展計画後期基本計画にデジタルマネージャー制度の活用とありますが、DXの推進体制とその取り組み状況を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、3の(1)①のご質問からお答えをさせていただきます。

デジタル技術を活用して人々の生活をより便利にすることを目的とするデジタルトランスフォーメーション、いわゆるDX推進に関する年次計画や目標についてであります。国では令和2年12月に自治体がデジタル社会の構築に向け、重点的に取り組むべき事項と内容を具体化した自治体DX推進計画を策定し、官民一体となった取り組みを推進しております。

これを受け本市においても、積極的に行政のデジタル化を推進するため、現在、にかほ市自治体DXビジョンを策定中であります。このビジョンでは、将来の目指す姿として、社会の変化や課題に対応しながら、誰もが豊かな生活を送れるような社会の形成を目標とすることとしております。

これは議員がおっしゃるとおり、デジタル化そのものを目的化しないことを念頭に掲げるものであります。そして、DX推進の波及効果については、まずは市役所内部でのデジタル化に始まり、徐々に市役所から外部へ、そして地域へと影響範囲を拡大させていくロードマップをイメージしております。

具体的な取り組みについては、RPAやAIの活用による業務効率化などの内部向けのDX、キャッシュレス納付など市民サービス向上と職員の負担軽減を両立する内部及び外部向けDX、そしてAR、VR技術を活用した観光コンテンツの充実などの外部向けDXの大きく三つに分類して、向こう3年間に実装するもの、あるいは具体的な検討を行うものを網羅する内容となるものであります。

例えばLINEによるプッシュ通知や組織内でのチャットツールなど、デジタル技術の進歩やその活用範囲の拡大については、よりスピード感が増えていますし、マイナンバーカードについては国が次々とその活用方針を示しています。こうした社会情勢やニーズの変化、そして国の動向などに、迅速かつ柔軟に対応できるよう、本市のDX推進ビジョンに掲げる具体的な取り組みについては、毎年ローリング方式で見直すこととしております。

いずれにしてもDXの本質的な目的は、デジタル技術を活用した利便性や効率化だけでなく、新しい価値を創造するところにありますので、それらに向けて改革を推進してまいりたいと考えております。

次に②のDXの推進体制とその取り組み状況についてであります。

DXの推進体制に対しての整備については、限られた予算の中で組織の壁を越えた全体の最適化という見地から、住民の利便性の向上や業務の効率化、自治体システムの標準化などを効果的に推進する体制の構築が不可欠であります。また、DXを推進する専門知識を持ったデジタル人材の確保、育成も重要であります。社会全体に必要な人材が充実しているとは言い難く、本市においても人材確保が課題となっております。

急速なデジタル技術の進歩や変革に素早く対応するためには、外部の専門人材の活用が適当であると判断し、来年度より国の地域活性化企業人制度を活用し、民間企業から社員の派遣を受け入れる予定としております。DXに関する様々な課題解決のためには、デジタル活用の経験が豊富な人材による横断的な検討が必要でありますので、民間企業において培った知識や業務経験など、ノウハウや知見を活用し、外部の視点、民間のスピード感覚をもって本市DXの推進役にあたられることを期待しているものであります。

本市のデジタルマネージャー制度については、ICTの利活用の提案や簡易な保守管理作業など、それぞれの職場の指導役として職員の中から任命しております。

デジタル主管課のみならず、改革マインドとデジタル知識を持った市職員が、実務を通じ知識を習得し、職員全体のITスキルの底上げを図るため、デジタル人材の育成という側面から引き続き取り組んでまいりたいと考えています。

加えて、国や県などのDXに係る研修や地域活性化企業人からの助言、指導などを通じて、内部人材の育成も進めてまいります。

今後において、国のDX推進計画の動向も踏まえながら、本市のDX推進を着実に実施するために、組織体制の整備と人材の確保と育成を図り、本市の対応が遅れることのないように積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 答弁に関連をして何点か質問させていただきたいと思います。

今、国の方ではデジタル田園都市国家構想交付金を新設をしました。これは自治体のデジタル化への取り組みを後押しする、そして地方が抱える課題解決、魅力向上の取り組みを加速、進化させるという目的で創設されたものでありまして、これまでの地方創生推進交付金、そして地方創生拠点整備交付金、そしてデジタル田園都市国家構想推進交付金の、この三つの事業を統合し、デジタル化という観点からの事業、デジタル化に特化した事業という、こういうもののようにございます。

令和4年度二次補正で800億円、令和5年度予算で1,000億円、そのうち400億円がデジタル実装タイプとして市町村のデジタル実用化に向けた取り組みに使われるというもののようでございます。いよいよ国が実装化をスピードアップさせるぞという、一つのシグナルかと捉えるわけでございますけれども、なかなかこれまでデジタル化が進まなかったという状況がございますけれども、これは汎用技術であるデジタル化、これは全ての産業に影響するものであって、新しいテクノロジーへの切り替えには働き方を変えなければならない、費用と時間がかかるものとされてきています。

このデジタル化が遅れているのは、じゃあそういう理由からなのかということそうではなくて、時間と費用、体力がないという声もあるが、従来の仕組みを大きく変えてまで取り組むべきものと判断されてこなかった、こういう見方がございます。要するに、ここに変えていくべき意識、意識改革の必要性があるものと思います。この部分を押さえて質問になりますけれども、今この国のデジタル田園都市国家構想交付金の創設に始まり、デジタル化は実装の段階を迎えていると。そして、各自治体の本格的な取り組みの具体化が問われる段階になったというふうに捉えるべきだと思います。

そこで質問でございますけれども、人口減少、少子高齢化、東京一極集中と、国が抱える構造的課題は、にかほ市においても共通の課題であり、その解決の柱として取り組むDX、デジタル化による改革は、国と歩みを共にするべきと考えます。今、特に人口減少が顕著な地方では、労働力不足の解決に向けた企業のデジタル技術導入への関心が高まっているようであります。デジタル実装による生産性の向上への経営者の意識も変化してきており、この機運の高まりを好機として政府が掲げるデジタル田園都市国家構想を強力に進めるべきとの意見がございました。行政、市民、事業者が一体となったデジタル田園都市構想の取り組みに対し、どこまで踏み込んだものとイメージされるのか、市長の見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 非常に大きなテーマで、どこまで答弁できるか分かりませんが、一つ言えることは、にかほ市としましても、行政サイドではありますけれども、デジタル化に向けた取り組みは、これまでもできるところから率先して進めてまいりました。その中では、今回のデジタル田園都市国家構想に基づく交付金、これも今、申請をして、その活用をしようというところでありまして、私どもありがたいことに、民間企業の皆さんもこのデジタル化に向けては、極めて他の自治

体にも劣ることなく進んでいる地域であります。むしろそのような企業の皆さんとの協働によって、市もデジタル化に向けて取り組んでいるというのが実情だというふうに捉えているところであります。

市としては、VR技術も活用しながらの交流人口の拡大、関係人口の拡大等にも取り組んでおりますし、日々の事務改善においても従前のやり方が既に通用しなくなっている、スクラップアンドビルドを常に心がけてやるように私の方からは常に問い掛けをしながら進めておりますし、このデジタル化については急務であるという意識は持ち続けて進めているところであります。ただ、どの分野から進めていくのか、ほかの地域とちょっと違う、先ほど言ったようにオンデマンド交通についても、なかなか進まないところはあると思います。それは他の経営資源との兼ね合いがなかなかうまくつかない、自治体だけではなくて関係機関との話し合いの中で進めていかなければならないということもありますので、素早くできる、スピードアップをかけてできる部分と、なかなかそうではない部分もあるということは、やはり認識をしていかなければならないなというふうに思いますし、ご理解をいただきたいと思います。

市としては、デジタル化に向けては、今後、交付金も活用しながら進めていくということについては、改めて申し上げたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） もう一点、推進体制について質問をいたします。

新聞の特集記事でございますけれども、デジタル化を進める上で大事なこととして記事が載っておりましたので、ご紹介をしたいと思います。

「デジタルの実現には、専門知識を持ったデジタル人材の育成、確保も大事だか、もっと大事なことは、多様な人材が混じり合いながらデジタルの可能性や技術革新について議論をしていくことだ。デジタルは生活現場の課題を解決するためのツールであって、それを最大限生かせるかどうかは、現場の人の知恵や気づきにかかっているからだ。必ずしも専門知識は必要ない。そうした意味で、国民全員がデジタル社会人材、一人一人が主役ともいうべき当事者意識を醸成していくことが重要となる。デジタルテクノロジーは人が使うもの、使い手に受け入れなければ実装には至らない。デジタルに危機感を持つ人をも取り込み、誰一人取り残さない取り組みにも力を入れるべきだ。」
こういう記事でございます。東大の大学院、森川教授の対談記事からの抜粋でございますけれども、この森川教授の指摘、お話からすると、デジタルを進める推進体制は、各課からの担当者で構成する現場の声を反映させる協議の場を持つなど全庁的な取り組み、推進体制をとるべきと考えます。また、推進する計画の見える化を図り、市職員はもとより、市民、高齢者にも分かりやすくして共有していくことが必要と考えます。この点につきまして、市長の思いといたしますか所感を伺いたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 再質問にお答えさせていただきます。

推進体制の在り方については担当の方で答えをさせていただきますが、私の方としても、確かにデジタル技術の実装ということで、この実装に取り組むということは推進しなければならないと

いうふうに認識はしておりますが、ただこれを実際に、デジタルリテラシーの問題が出てきます。これがデジタル技術はありますけど、それを活用する、一般の人々が活用できないような状態であっては宝の持ち腐れですし、何のためのデジタル化ということになります。そこで、まずは手始めにと昨年度からかな、その前からか、ちょっと私も自分で言うておいて忘れていますが、例えば高齢者のスマホ教室、——後の質問にもありますね——、高齢者の皆さんに、例えばスマホを使えるようにスマホ教室を市としてどのように展開させるか、その教室を開催して、まずは底辺の拡大を図りましょうというような話をして、教室の開催を指示して実施してきたという経緯もあります。

いずれにしろ年代によってそのデジタル技術に適した年代と、なかなかそうではない年代とあると思いますので、その年代に合わせたデジタルリテラシーの増大といえますか、拡大を図る取り組みが私は大切だろうというふうに認識をしております。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） 再質問のデジタル化の推進体制について補足して申し上げます。

先ほど市長が答弁をいたしました、にかほ市の現在策定中の自治体DXビジョンの案の中におきましては、その推進体制につきましてデジタル化によって目指す姿や基本方針、あるいは柱となる施策に関しては月2回ほど開催しております部長会議の場をその協議決定の場と位置づけると。さらには、その基本方針等に基づく具体的な施策、取り組みについては、毎月開催しております課長会議の場をその機会に位置づけるということで、分野横断的な推進体制を図ってまいりたいということです。

施策ごとの個別の取り組みに関しては、必要に応じてその関係課・班の職員による作業部会によって進めていくということになりますが、質問にありましたとおり、様々な立場、知見、市民サイドの状況等を加味していく必要がありますので、部署横断的な体制の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 部長会議、それから課長会議、作業部会と、横断的ということでございますけども、若干ニュアンスが違うのかなという感じがいたします。大仙市では本部長を市長、副本部長を副市長、本部員が部長、支所長、そこに事務局があつて、DX推進課というのがあつて、その下でいろいろ実施する担当者、部課、各所管課があつて、こういう重層的といいますか、本当に肝を据えたといいますかそういう取り組みをしているわけでございますが、人員の厳しい中での取り組みになろうかと思っておりますけれども、もう少し本腰を入れた取り組みが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 総務部長。

●総務部長（危機管理監）（佐々木俊孝君） おっしゃるニュアンスはよく理解いたします。その本気度というもの、その既存の会議の下に行われているという部分で、なかなか市としての姿勢が伝わりづらい部分もあろうかと思っておりますが、この部長会議というものは行政経営会議と位置づけ

ている会議でございますので、非常に市の方向性を常々そこで協議し、検討している場になりますので、このデジタル化という、非常に最重要な案件に関しましても、この既存の会議での協議ということで、市としては決して軽んじているということではございません。課長会議もしかりでございます。こういったものは基本にはなるわけですが、その取り組みもうとしている内容によっては、有機的な組み合わせといたしますか、そういったものに取り組んでまいりたいという趣旨でございますので、何とかご理解をいただきたいなというふうに思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。

●14番（佐々木敏春君） 了解いたしました。

それでは、次の質問にまいります。

(2)各自治体では「スマホ教室」などの取り組みが具体化してきておりますが、時間をかけた丁寧な取り組みが求められる事柄と考えます。本市における高齢者を対象とした取り組みについて伺います。また、市民を対象とした計画はあるのかについても併せて伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは(2)の本市における高齢者や市民を対象にした取り組みについてのご質問です。

D Xを推進していく上で情報格差、いわゆるデジタルデバイドの解消は欠かすことのできない取り組みであるというふうに認識をしております。これまでも公民館でのパソコン教室のほか、マイナンバーカード取得やマイナポイントの申請についても、サポートを受けながら手続きできる取り組みを実施しているところであります。

スマホ教室については、本年度から生涯学習課において「スマホ教室入門編」を3回コースで実施しております。1回目の講座は「初めてのスマートフォン」、2回目の講座は「文字入力をマスターしよう」、3回目の講座は「電話とメールをしよう」という内容で、スマホ操作の基礎を学ぶ内容となっております。

今年度は金浦公民館において7月と2月に実施しております。対象者は、初心者とし、年齢の設定はありませんが、7月は募集定員7人に対して10名の参加申し込みがありました。受講した7名の年齢層は、60歳代が1名、70歳代が2名、80歳代が4名でありました。また、2月は募集定員7名に対して2名の参加申し込みがあり、70歳代が1名、60歳代が1名でありました。65歳以上の初心者は、県が主催するスマートフォン体験会を受講している状況もあることから、令和5年度のスマホ教室は「活用編」にステップアップをして、アプリを使った講座内容を企画する予定です。来年度も対象年齢は限定しませんが、高齢の参加者が多いことから、開催時期などに配慮したいと考えております。

今後もD Xの推進と一体的にデジタルデバイドの対策も充実を図ってまいりたいと考えております。

先ほども議員に申し上げましたように、デジタルについては、デジタルネイティブと言われるZ世代と呼ばれる若い世代もいれば、デジタルデバイドで非常にデジタルの活用に困難な人たちもお

ります。ということを考えれば、まずはデジタルリテラシー、何も専門的なものじゃなくて、今言ったようにスマホからデジタルの分野になじみを持ってもらいやすいような環境づくり、こういうことから始めていかなければならないのかなというふうに思っています。

●議長（宮崎信一君） 佐々木敏春議員。時間が2分しかございませんので、答弁を求めるのでしたら簡潔な質問をお願いします。

●14番（佐々木敏春君） 私もデジタルデバインドということで、大変苦勞している状況でございます。本当に弱者といわれる人たちが、このデジタル化に乗かっていけるよう、当局の方でもしっかりと対応をお願いをいたしまして質問を終わります。

●議長（宮崎信一君） これで14番佐々木敏春議員の一般質問を終わります。

昼食のため午後1時まで休憩といたします。

午前11時54分 休 憩

午後1時00分 再 開

●議長（宮崎信一君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

一般質問を続行します。

次に、13番佐々木春男議員の一般質問を許します。13番佐々木春男議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 初めに、国保税高校までの均等割減免と滞納者への生活再建のため、丁寧な支援をと題しまして質問いたします。

国民健康保険は、協会けんぽなどの被用者健康保険に加入している人や、75歳以上の高齢者（一定の障害のある方は65歳以上）で後期高齢者医療制度に加入する方を除く、全ての方が加入する国民のための医療保険制度です。現役時代は健保に入っていた人も、年金生活者になると、多くは国保に加入します。誰もが一度はお世話になる医療保険であります。

今、この「国民健康保険税」が高すぎて払えないことが各地で大きな問題になっています。日本共産党の政策委員会の試算によると、例えば、共に30代で健保非適用の職場に勤める年収400万円（給与所得控除を差し引いた後の所得が276万円）の夫と、無所得の妻に小学生の子ども2人がいる世帯では、国保加入の場合、2022年度の国保料（年額）は、札幌市、東京都新宿区、大阪市、福岡市で38万円から45万円になっています。しかし、同じ世帯が、中小企業の労働者が加入する協会けんぽに加入していた場合では、保険料は労使折半となり、本人負担は19万円から20万円です。同じ年収、家族構成の世帯が、加入する医療保険が違うだけで保険料負担が2倍前後違うというのは、制度の格差・不公平と言えます。

国保加入者の状況は、1960年代は農林水産業、自営業、合わせて7割を占めていたのが、2020年度は年金生活者などの「無職」が43.5%、非正規労働者などの「被用者」が33.2%で、合わせて80%弱となっています。

また、国保加入世帯の平均所得を見ると、1990年度は240万5,000円でしたが、2020年度には136万円となっています。この間、後期高齢者医療制度の導入があつたにもかかわらず、加入世帯の平均所得が減り続けているという事実、数加入者の貧困化、深刻さが表れています。国保税の高騰を招いた要因は、国保に対する国の責任後退、加入者の貧困化、高齢化、重症化が一体に進んでいるからです。子どもの数が多いほど国保税が引き上がるこの仕組みに、「まるで人頭税」「子育て支援に逆行している」という批判の声があり、政権は、2022年度から就学前の子ども均等割を半額に軽減する仕組みを導入しました。しかし、この措置は免除ではなく半減で、小・中・高校生には何の恩恵もなく、根本的な解決にはほど遠いものです。

全国知事会、市長会等は、子供の均等割の根本的解決を図ることを国に求めています、次の項目について見解を伺います。

①市独自の高校までの均等割減免について、見解を伺います。

②毎年、国保税を払いきれない方がおります。法定減額など適用した上のことであると考えますが、これが継続すると短期保険証、資格証明書につながります。資格証明書になれば、医療機関にかかった場合、窓口で全額支払いという大きな負担があります。それができなくて受診を控えたり、全国では死亡につながったケースもあるようです。そのような事態に陥らないように減免申請、生活保護申請の対応など、生活再建に向けて丁寧な支援が必要ではないかと考えますが、対応への見解を伺います。

次に、ゲノム編集トマトの小学校への配布は拒否すべきに関連して質問いたします。

都内にあるベンチャー企業が、ゲノム編集されたトマトの苗を福祉施設や来年度から小学校を対象にして配布する計画を発表しています。このままでは、福祉施設の人たちや小学校の児童たちが、半ば強制的に栽培させられ食べさせられる恐れがあります。全国各地で苗の配布に反対する運動が起きています。2021年にゲノム編集技術の開発が容易になり、その後アメリカの大手企業が高オレイン酸大豆開発を進めるも昨年に破綻しました。世界でも流通しているゲノム編集作物は、血圧を低く抑えるなどと宣伝されている日本の高ギャバトマトだけになりました。日本でもゲノム編集トマトへの不評が大きく、販売価格を下げるなどする中で、学校や福祉施設に無償で苗を提供することを打ち出しました。関係者によると、ギャバが健康に良いという根拠はないとする『サイエンス』誌の論文と高ギャバは健康に悪いということは否定できないとする欧州の科学者グループの指摘が紹介されています。さらにゲノム編集技術は遺伝子の類似の配列を壊すオフターゲットを引き起こし、大規模な染色体破壊を招く危険性があるなど荒っぽい技術であり、正確な効果を求める医療への実用化は困難などの問題性が指摘されています。花粉飛散による交雑などが起こる可能性もあります。学校や福祉施設への無秩序な苗の配布は、汚染源を拡大し、そこで収穫したトマトを食べることで健康への悪影響が広がりかねない懸念があることから、ゲノム編集トマトは拒否すべきであります。併せてゲノム編集トマトなどについての見解を求めます。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木春男議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

私のほうから1番目の答弁をさせていただきます。

まず、①の市独自の高校までの均等割額の減免についてであります。

このことについては、これまでも何度となく繰り返してお答えをさせていただいておりますが、国民健康保険制度は国民皆保険体制の基盤として、医療の確保と市民の健康保持増進に大きく貢献をし、地域保険として重要な役割を果たしておりますし、今後もその役割は一層重要になってくるものと感じております。

そもそも国民健康保険の被保険者は、自営業者や非正規労働者、無職、年金生活者など、被用者保険以外の人を対象としているため、低所得者や医療ニーズの高い方々が多いなど、国保制度の構造上の問題を抱えているのが現状ではあります。

このような中、少子高齢化が進み、子育て支援策の充実について議論が進み、令和4年4月からは未就学児の均等割が軽減される制度が施行されておりますが、議員のおっしゃるとおり未就学児までの5割軽減にとどまっているというのが現状であります。

令和3年3月議会での議員の会派代表者質問でも答弁しておりますが、担税力のない子どもの分の負担させるというのは、私もおかしいと思っております。しかしながら、市独自の軽減措置を高校生まで拡大した場合、保険税の減少、国県からの交付金の削減分を賄うために加入者への負担が増加することになってしまいます。対象範囲の拡大に関しては、引き続き全国市長会や秋田県市長会を通じて国に要望していくことを考えております。

次に②についてであります。

短期被保険者証の交付については、滞納がある方への措置であります。納付相談の機会を設けるために期間を定めた保険証を納税相談後に交付しております。税の納付もなく、相談にも応じない方には資格証明を交付しておりましたが、令和2年10月からは短期被保険者証に切り替えて交付をしておりますので、現在、窓口での全額負担となる対象者はおりません。

国保税の減免については、国民健康保険税条例に次のように対象者の規定があります。(1) 貧困により生活のため公私の扶助を受ける方、又はこれに準ずると認められる方。(2) 当該年において所得が皆無となったため、生活が著しく困難となった方、又はこれに準ずると認める方。(3) 前各号に掲げる以外の方で特別の事情がある方です。納税相談等で、これらのいずれかに該当すると判断される場合は、減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して申請を行っていただくよう説明をしております。同時に、これらに該当する方は、生活困窮に陥っているのが大半でありますので、社会福祉協議会や市の生活保護担当、または地域包括支援センターを紹介し、必要な支援につながるよう対応をしております。

生活保護の申請については、庁舎での申請書の提出に限らず、自宅、施設、病院等へ職員が訪問して申請書を作成する方法や急を要する場合は口頭で申請意思を確認することで申請とみなすなど、相談者の状況に合わせた丁寧な対応をとっております。また、生活保護の申請意思が明確でない場合であっても、来所、訪問、電話で相談を受けており、申請に至らない場合でも関連の支援機関に繋ぐなどの対応をしております。生活保護が開始された場合には、国民健康保険から抜けることとなりますので、その期間の国保税は課税されませんし、生活保護の開始時点での未納の国保税のう

ち、滞納期限が到来していないものについては減免の対象となりますので、申請書を提出いただいております。

いずれにしても相談を受けるそれぞれの課において丁寧な聞き取りを行い、最善の支援に繋がるよう連携を図っていくことが大事であるというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 答弁、教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） それでは、2のゲノム編集トマトの小学校への配布は拒否すべきのご質問についてお答えします。

現在のところ、にかほ市内の小学校においては、ゲノム編集トマトの苗が配布されたという事実はございません。また、今後配布されるという情報なども入ってはおりません。

教育委員会におきましても同様であり、国や県からも関連する情報や文書などは届いておりませんので、現時点では検討するまでには至っていない状況であります。

ゲノム編集トマトなどについての見解ということではありますが、ゲノム編集技術を使って遺伝子を書き換えることにより、いろいろな目的に合わせて品種改良されたものであることは認識しております。また、ゲノム編集は新規の技術であり、心配の声もあることから、その利用に先立ち、食品安全、飼料安全、生物多様性について確認した上で、届け出を受け、公表することとしており、全てについて問題のないものが輸入、栽培、流通される仕組みとなっていることを確認しております。しかしながら、その是非については様々な見解があることも承知しております。

教育委員会としては、児童・生徒の健康と安全を最優先とし、慎重に考慮した上で適切に判断、対応してまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 先ほど均等割、高校生までやると税を高くしなければならない、こういうふうなお話でしたけれども、一般会計からの繰り入れも、これは私の資料では可能であるというふうにあります。法では、被保険者に被災、病気、事業の休廃止など特別な事情がある場合に、市町村が条例を定めて国保料を減免できることとなっております。この条例減免で何を特別な事情と見なすかについては、自治体首長に裁量が委ねられております。条例減免による子どもの均等割減免は、子どもがいることを特別な事情と扱うことで実行されているところもあるようです。税を高くしないで行える方法もありますので、ぜひ高校までの減免に対処していただければというふうに思います。もう一度伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 補足があれば担当のほうでさせていただきますが、一般会計からの繰り入れも理論上は可能です。しかしながら、一般会計から繰り入れるということは、公平性の観点からなかなか厳しい。国保税に一般会計から投入するということは、国保以外の人たちの分も一般会計から投入するということになりますので、その部分について、例えば社会保険、共済に入っていたり、あるいは健保組合に入っている人たちに、そっちの保険料を払いながら国保の分の保険料も自分たちが負担するのかという公平性の観点から常に議論とされます。したがって、一般会計からの繰り入れは、まずそういう理論上の難しさもありますし、これをすることによる制度のペナルティ

があるはずで、それをちょっと担当の方からお答えをさせていただきますが、そうなったときに、国保会計の存続意義そのものが危うくなるということがありますので、先ほど来述べておりますように、特別な事情というのは、これは本当に特別な事情です。簡単な内容ではないと判断しております。ですので、私どもとしては、国保制度、確かに議員のおっしゃるようこのままでいいのかというと、私も内心いいとは思っていません。しかしながら、この制度が、かといって違う方向で運用したときに制度そのものが崩壊してしまうと、大きな痛手を被るのは、その制度に加入している市民の皆さんであり、市の財政そのものに降りかかってくると考えれば、なかなか議員のおっしゃる方向で市単独で向かうということは非常に厳しいと言わざるを得ないということでもあります。ですので、先ほども答弁させていただいたように、やはりほかの自治体と一致団結して国にやはり提案をしていくという方向でいくのが今のところの最善の策だろうというふうに考えております。

●議長（宮崎信一君） 市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、国保税の一般会計からの繰り入れにつきまして答弁いたします。

一般会計からの繰り入れにつきましては、これは禁止されているものばかりではありません。要綱に基づいて一般会計から繰り入れ相当するべきものというところで繰り入れを行っているところもございます。ただ、そもそも国保税の、平成30年に大きな国保制度の見直しをしたときには、こういった一般会計からの繰入金をなくしていこうという趣旨で大きく改正されたものであります。その観点から、要件以外の繰入金を一般会計から行うと、そもそも国保会計に盛られていた交付税相当、こちらのほうの減額ということで、先ほど市長の申し上げたペナルティということに該当していくこととなります。そうなりますと、単独で減額した分プラス交付金の減額といった二重の減額ということになり、そもそも国保税の税率につきましては、加入者が安心・安全で医療を受けられるよう、そういった状況を考えて税率を設定しているというところから、そこに大きく再度負担を求めるということになってしまいます。つきましては、こういった繰り入れを要件なく認めるということは、なかなか現状の制度では難しいと思っております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 私の資料では、条例減免を実施するために行われた法定外繰り入れは、削減解消すべき赤字の対象にはなりませんということで、ペナルティの対象外になると私は受け止めています。

●議長（宮崎信一君） 市長。

●市長（市川雄次君） 詳細については担当の方でお答えしますが、特別な事情というものの範囲は極めて私は限定されていると思っております。その法定外繰り入れの対象になるものであるかどうかということについては、ちょっとそこら辺は担当の方でお答えすることになるかと思っておりますので、私の方としては、なかなか議員のおっしゃること分かるんですけども、それを実施するまでには厳しいハードルが多いなというふうに考えているところであります。

●議長（宮崎信一君） 市民課長。

●市民課長（佐々木修君） 秋田県の方でもその辺の今の状況を、やっている、やっていない市町

村の関係がありまして、県の基準方針としては、一般会計からの繰り入れをした場合は交付金を減らしますという県の担当者からのお話をされている状況です。

【13番（佐々木春男君）「質問終わります」と呼ぶ】

●議長（宮崎信一君） これで13番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

次に、3番佐々木正勝議員の一般質問を許します。3番佐々木正勝議員。

【3番（佐々木正勝君）登壇】

●3番（佐々木正勝君） 3番佐々木正勝、通告に従って質問いたします。

今日の質問は2項に分けてあります。1点目が、温泉保養センターはまなすと道の駅象潟ねむの丘を運営しているにかほ市観光開発株式会社に対する行政関与の現状と今後の考え、そして2点目が、若者支援住宅整備事業の現状確認、この2点について伺います。

まず質問に入る前に、私が通告した通告書の中に訂正箇所ありますので、訂正のほどお願いいたします。

まず、2ページ目の1行目の右側に「159」という数字ありますが、そこ「152」に訂正お願いします。二つ目が2行目の真ん中辺の「82」とあるのを「81」、その右に「百万」とありますが「円」抜けてましたので「円」を追記してください。もう二つが、2番の若者支援住宅についての説明文の上から9行目の左側「昨年」となっていますが「一」抜けてまして「一昨年」です。最後の修正が、その下の10行目の一番右側、「説明から数か月」とありますが、その「数」の前に「十」を入れて「十数か月」というふうな形で質問いたしますので、訂正のほどよろしく願いいたします。

それでは質問に入ります。

第三セクターに対する行政関与について。

にかほ市観光開発株式会社の経営状況報告が昨年12月定例会であった。第三セクターとして、運営している温泉保養センターはまなすと象潟ねむの丘、それぞれで管理運営している施設の第30期決算の報告となる。配付された資料の評価指標中の安全性では、自己資本比率、負債比率、固定長期適合率が前期対比悪化。収益性では経常利益、当期利益とも赤字となっています。前期比では赤字幅が縮小している。生産性では、職員1人当たり売上高、経常利益、販管費比率、人件費率に改善が見られるが、職員1人当たり管理費は微増となっている。

配付資料の実績数値を見る限り、経営体質改善は急がれる状況と思うが、赤字幅の縮小や職員1人当たり売上高、経常利益、人件費率に改善が見られたことは、今後に向けての明るい材料と思う。

気になる点として、はまなす・ねむの丘両事業部の事業計画に対する実績未達が数年前から継続している点と、ねむの丘事業部のバランスシートにおいて、利益剰余金が2期連続マイナス値で推移、負債の額が資産の額を上回っている債務超過に陥っている点。25期以降、ねむの丘事業部の損益計算書による損益分岐点と、損益分岐点比率、安全余裕率で見ると、外的要因による赤字転落リスクが高くなっている状況が続いていると判断できる。市当局には、現状をよく分析し、天候不順やコロナ禍、外部要因変化等にも対応し得る経営健全化となるよう、指導・助言・監督強化に期待し、以下質問します。

(1)にかほ市観光開発株式会社の経営状況をどのように捉えており、今後どのように関与していく考えか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木正勝議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは1番の(1)についてですが、初めに、経営状況をどのように捉えているかについてお答えをさせていただきます。

ここ数年、議員のご質問にあるとおり、天候不順や大規模改修によるねむの丘の休館、新型コロナウイルス感染症による経済活動や人流の抑制、さらには昨今の資源価格高騰による物価高などが追い打ちを掛けている状況の下で、会社経営については純損失金として第28期では約5,900万円、第29期では約5,800万円、第30期では約1,300万円と、3期連続でのマイナス決算となり、非常に厳しい状況が続いていると捉えております。

第29期では、経営安定化資金、コロナ対策枠ですが、これの4,000万円の融資を受けたものの、未曾有の危機をもたらした新型コロナウイルス感染症の影響下であっても、これまで積み上げてきた利益剰余金約1億4,000万円を取り崩すことによって会社全体として資金繰りが滞ることなく、現在に至っているということは、むしろ私としては評価できることと捉えております。

こうした中で今後どのように関与していくのかについてであります。このコロナ禍を一つの契機と捉え、社内での委託業務の内製化による固定費削減や社員の意識改革への取り組みなど、きめ細かく対応してきたところであり、社会経済の復調も含めた第30期決算では、黒字まではもう一步のところまで回復したものと思っております。

第31期の動向が今後を左右する非常に重要な局面であることから、特に注視をしながら、市は経営健全化を含む適切な関与を行うことが必要であると考えております。一例としては、第三セクターへの指導等に関する指針にも明記しておりますが、必要に応じて外部からの専門家やアドバイザー等を活用するなどして適切な経営改善指導等に関与してまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今、答弁ありましたけども、経営状況と、それから今後の関与の仕方、お聞きいたしました。

その経営状況に関しては、きちんと認識しているというのを確認できました。

私がですね、この観光開発株式会社の損益計算書を見たのが26期、六、七年前のものからなんですけども、24期は確かに黒字でした。黒字幅も大きかったです。でも25期以降、純利益を見ると、25期は24期の半減です。26期はそれよりも少ない。26期は何をしたかという、賃借料を減免してるんですね。それで利益を確保している。それ以降は、全てマイナスなんですよ、損益上は。調整をしてもマイナスになるような状況に陥っている、それが今のねむの丘とはまなすの現状なんですね。純利益も減り続けました。バランスシートで見ると、資産もなくなってきたんですね。そういう中でですね、経営状況が悪化となった要因として、さっき天候不順も言いました。設備の修繕も言われました。でも、そういう形の中で、それが要因となって利益が確保できない、それはやはり

経営者としては単純なその原因に対して手を打っていない。ただ、今の流れに対してこういう要因があると、そういうふうな見方しか受けられないんですね、私としては。ねむの丘ができてから順調に黒字経営で収益を伸ばし、使用料という形で市に還元してきた経緯があるというのは聞いています。両事業部とも採算性はあるんですね。今まで黒字だったんですよ、24期までは。25期少なくなっただけでも、25期も黒字でした。そこまでは採算性として見てもあるんですね、やはり、利益稼げるような。ところが、ここ数年で大幅に業績悪化となっているんですよ。業績悪化傾向になったのが、何が要因で、その改善策はどのように講じてきたのか、それが問われると思うんですね。天候不順や設備改修、コロナ禍等を業績悪化の理由としているうちは、以前の業績に戻ることはないと思います。社会情勢の大きな変化に対応でき得る体制づくりが急務と私は考えます。今までも観光開発株式会社には行政視点で関与してきたと思いますが、これまで以上に行政の関与は役割として重要だと思います。

そこで再質問いたしますが、はまなすとねむの丘のそれぞれ事業部の採算性については、どのように受け止めているか質問させていただきます。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） はまなすとねむの丘の採算性についての詳細については担当の方でお答えをさせていただきますが、まず、議員がおっしゃるように25期までは黒字、26期以降は非常に厳しい経営状況が続いているというのは私も認識をしております。その要因は、議員が見られた経営報告書等を見れば、外的要因が主に書かれている、これは私も認識しております。しかしながら、今ここ私、市長という立場になりますので、社長としてのお話は今ちょっとしづらいということもご理解いただきつつも若干述べさせていただくと、やはり内的環境においても、やはり経営が悪化するであろう原因があったものと市長として判断はさせていただいております。したがって、その判断に基づいて私としては現場の支配人の交代や、あるいは職員との面談、あるいは実際の業務の改善といましようか、低コスト化とか、費用対効果を見た業務、要するに黒字に安穏としていられる時代ではないということの意識づけは、トップとしてさせていただいてきた、その結果として、私はコロナ禍であっても、赤字は赤字なんですけど、全体として資金繰りに困るような大幅な赤字に陥ることなく、何とか改善方向に向かってきているのは、私の思いに一生懸命反応して対応してくれている社員の皆さんの努力だと私は認識しております。そこら辺については、ぜひ佐々木正勝議員にも、熱く訴えておきたいなと思いました。

あとは部長、よろしく申し上げます。

●議長（宮崎信一君） 商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 佐々木議員の採算性というところについてお答えさせていただきますと思います。

採算性というご質問自体が、具体的にどの部分を指しているのかちょっとつかみきれないところがございますけども、我々なりにちょっとお答えさせていただきますと、まず直近の30期でございまして、確かに赤字という状況ではありますが、従前のコロナ禍に比較しますと、増収増益というようなことの結果にはなっております。そういった明るい材料もあるということは、佐々

木議員も述べていただいたんですけども、コロナが少し回復したということだけではなくて、やはり従業員を中心とした変動費、固定費、それぞれの抑制等がかなりその裏にはあるものと考えております。ただ、借入れもありますので、その分はちょっと大きく今のしかかっちはいるのかなどは分析いたしますが、その部分を差し引いて、かつ今まで、最近努力してきた経営内容であったり、お客様のニーズも一昔前とは大分変わっておりますので、そういったところにも今着手して改善を図っておりますので、十分今後も回復の見込みはあると考えております。さらにはですね、今が一番つらいときではありますけども、このあと一、二年経った後にアウトドア拠点施設もオープンする見込みでございます、そのオープンすれば左うちわで黒字になっていくというものでは決してございませんが、そういった追い風に乘れるようにして、わざわざ来ていただける施設というように従業員の皆さんも考えておりますので、そういった努力も含めて今後、採算性のある施設になっていくものと捉えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今、採算性について述べてもらいました。

採算性というのは収支のことで、要は売ったお金が入ると、使うお金がどうなっているかという中で、要は利益が出るか利益が出ないかという見方で採算という形を民間では使っています。そういう中で、そういった見方で、今こういった対策を打っているのに、それが実際、損益上にどう出てきているかという見方をしないと、今やったのが本当に効果あるのかどうかというところまでは検証できていないと思うんですね。だから、民間ではその辺のところは、こういうことをやったらどうなったかという数字で確認するようになっているんですね。そういったことをしないで、ただこういうことをやりました、ああいうことをやりました、だからこういうふうになるだろう、それはちょっと甘いんですよ、考えが。やはり民間の企業を運営していく中で、企業を継続的に維持させるためには、その辺の厳しい感覚、考え、そういったやり方、手法、それを用いてですね採算性をとにかく効果上げるためにどうしていくかということをや々みんな考えていくというのが民間なんですよ。それが少し、要は行政の方でもそれを認識していただければ、私は変わると思いますが。ですから、先ほど答弁いただいたように、30期は確かに良くなりました。29期以前までは良くなってきているんです。ただですね、いろんな見方をすると儲けが出ないような体制になっているんですよ。特にハマナスよりもねむの丘、損益分岐点という見方をすれば、この費用に対してこれだけ売上げてなければ利益出ないですよっていう損益分岐点というのをまず見るんですね、民間では。それから限界利益率という、原材料費がどれだけ売上げに対して比率があるんだよと、そういう見方をして採算性がある商品なのかどうかと見ていくんですけど、今は、ねむの丘ですと、その原材料、要は限界利益率で見ると、ハマナスは70%台で、もうこれだけ利益獲得できるという限界利益率になっているのに、ねむの丘はもう40%台なんですよ。それしかないんですよ。ですから、そこから固定費を引いて、なんだかんだ引くと利益が出ない、そういう体質になっているんですよ、ねむの丘は。だから、そういったところを見て採算性を上げるには、じゃあ固定費をどうする、要は原価率を下げっていくためには、じゃあその仕入れるときに同じものをどこが一番安く入るか、そういったところまで一応議論していくというのが民間なんですけど、今はまず市に対して私

は述べているので、その経営に入っていけないということの中で、私はさっき市長に対しては、社長の立場じゃなくて市長の立場で答弁いただきたいなど。社長として言いたくなるのは分かるんですけど、まず行政としてどうやってその第三セクに指導していくのか、そういう体制をまず強化する、私はやはりそういうところを頭の中に入れた形の中で指導していく、これが私の今回の質問の狙いです。

そこですね、もう一つ質問なんですけど、今後もやはり行政が関与していくということになるんですけど、観光開発株式会社にも役員がおります。この役員の人に対して、今までのこういった経営状況の責任といいますか、要は純資産がですねここまで悪くなった。令和元年の9月決算報告書では1億3,000万円あったんですよ、先ほど市長が述べたストックしておいたお金という。それ、繰越利益剰余金なんですけど、それが1億3,000万円あったのが、令和4年9月決算報告で200万円まで激減しているんですよ。あとないです。31期、これ光熱費が上がると、当然この分プラスになるので、この200万円というのはどうなるかというのは私は心配しています。それだけ悪化しているという中で、経営者としては30期が、要は業績が盛り上がってきたからじゃなくて、今までこれだけのものを食いつぶしてきた、それはやっぱり経営者の責任だよという形の中で、どういうふうに考えるのかなというのを私は知りたくて、市長にしては、その役員の経営責任としてどのように伝えるのかなということをお伺いしたかったと、それを最後の質問とさせていただきます。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） ちょっと利益剰余金について1億3,000万円が200万円というのはおかしな数字で、2,900万円の数字です。

【「200万です」と呼ぶ者あり】

●市長（市川雄次君） 200万ですか。利益剰余金が200万だったら、私らあともう何もできないじゃないですか。後で数字ちゃんと出してくださいね。

まず、損益分岐点についてのお話もありましたので述べさせていただきますが、確かに、本当に純粋な民間企業であれば、そこら辺は厳しく捉えるところではありますが、やはりこの市長という立場でもお話したいのは、このねむの丘もはまなすも市民サービスを提供するための施設であるということになると、どうしても利益の分岐点という損益分岐点については民間のものとは少し異なるところで数字が出てくるのかなというふうに思います。

そうもいいながらこれまで、コロナ禍になるまでは、観光開発株式会社は、すれすれのところではありましたけれども一度も赤字経営には陥っていなかったということも考えれば、1億3,000万円という数字、この数字があったということは、今回のコロナ禍において非常に私らとしては経営をする上で非常に助かっていたということはお伝えをしていかなければならないと思います。

その上で、役員に対して責任をとということではありますが、役員会も当然のことながら開きながら、今般のコロナ禍の状況について厳しいご指摘を受けているというふうに、市長という立場にしろ、社長という立場にしろ、それはお伝えをしておきます。決して安穩としておるというわけではありません。役員の方皆さんも、私に対して現場の経営者の責任と交代を求めるといような場面もあったりもしました。そう考えると、役員の方皆さんも決してその責任の一端を、全く自分たちで度外視

することもなく、きちんとした経営判断をするということについては常に心がけているというふう
に理解をしております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 市長は先ほど、利益剰余金、私、繰越利益剰余金と申し上げました。そ
こを勘違いしないで、繰越利益剰余金は200万円です。これを述べて次の質問に移ります。よろしい
ですか。

(2)にかほ市観光開発株式会社の純資産が25期1億5,200万円あったのが、30期では81%減の2,90
0万円まで減少している。ねむの丘事業部で見ると、27期6,300万円の自己資本が、30期はマイナス3,
200万円の状況まで悪化しています。このような状況下を見据え、今後、指定管理料の設定や財政支
援の考えはあるか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） まず(2)についてですが、感染症の影響も薄れつつある中で、人の流れも回
復傾向の兆しが見えております。しかしながら、一方で長引く物価高の影響により、販売管理費の
上昇が懸念される新たな問題もあり、まだまだ安定した経営に至っていないという状況だと判断し
ております。

第三セクターが地域において求められる役割を果たすためには、その経営が将来にわたって健全
に行われる必要があります。先ほども言いましたように、公共性、公益性が高い事業を第三セクター
の性質、特性が生かされた形で適切に進めるためにも、市は経営の健全化を含む適切な関与を行う
ことが必要であると考えております。

(1)の質問でも触れましたけれども、第31期の動向が今後を左右する非常に重要な局面であること
から、特に注視し、春の大型連休やお盆の帰省の動向、物価高騰など経済情勢が経営に与える影響
を見極める必要があります。第三セクターは公の施設であり、一般の企業に比べると経営の自由度
が低い面を持ち合わせていることから、安定的な経営ができるよう、必要最小限の範囲で指定管理
料の設定や財政支援につきましては検討の余地はあるものと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 指定管理料、それと財政支援、検討の余地はあるという形の中で、今は
考えないというようなご答弁でした。

去年のですね3月、議会からの政策提案というのを当局に提出させていただきました。そこにで
すね、議会からの希望的提案事項として4項挙げています。その中にですね、今後、にかほ市観光
開発株式会社の指定管理料等の支出も想定されるところなので、その前に適正な指定管理料の積算
方法を検討することというのが載せてあります。あと、四つ目に、指定管理者基本協定書、年度協
定書を精査、再検討することとも書いておいたんですね。再質問となりますけれども、適正な指定
管理料の積算方法を検討すること、それから、年度協定、再検討することということに関しては、
どのように今、現状なっているかお伺いいたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 議会からの申し入れ、提案についての今の現状の認識度合いといいたしよ
うか、どのように捉えて、それをどのように考えているかについては担当の方で答えをさせてい
ただきますが、今お話をさせていただいたように、指定管理料について検討の余地はある。けれど、
現時点では今それをいただくとか、あるいは私どもとして出そうということについては、まだ考
えあぐねているというのが正直なところであります。

これまでも観光開発株式会社については、ほかの自治体において第三セクターといえは赤字だど
いうのが一般的な見方であります。その第三セクターも年間数千万円の指定管理料をもらいながら
何とか黒字化しているという中で、にかほ市観光開発株式会社においては、これまで一度も指定管
理料をもらうことなく、ずっとこのコロナ禍においても指定管理料、あるいは財政支援を市に求め
ることなく経営が3年間維持できた、来年度も維持できるという、この耐性というものについて非
常に社員のみんが、私も厳しく求めていることは求めているんですが、それにへこたれることな
く非常に頑張ってもらったということも十分に評価していただきたいなというふうに思います。

いずれにしろ、今、議員がおっしゃった指定管理料の積算とかということについては、検討して
いるならば検討している、していないならばしていないで結構ですので答弁をしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） ただいまの検討しているか検討していないか、その検討の中身は
深度、深さにもよりますけども、全く野放図に何も考えていないというわけではございません。検
討の余地があると市長がお話された背景の中に、もし今後、31期の収支が芳しくない方向に向かっ
た場合は、それは具体的に進めなければならないと思っております。

先ほど佐々木議員のお話の中で基本協定と年度協定どうなっているか分かりますかというような
ご質問に捉えたんですけども、本当に実務的な答弁で、佐々木議員は十分ご承知のことと思いま
すけども、基本協定の24条に――途中省略しますが、指定期間中に賃金または物価水準の変動により
指定管理料が不相当となったと認めるときは、相手方に対して書面により指定管理料の変更を申し
出ることができるというような一文が入っております、これは仮に年度の途中であっても変更は
実務的には可能だということで、そのように捉えてはおります。

以上でございます。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 他市の例ではですね、指定管理料というのは、その状況に応じたときに、
要は考えますじゃなくて、もう事前にですね、こういった状況になったときには指定管理料の支払
いをする、それはこういった項目を積算したら、このぐらいの金額になります。でも、その前の
実績の経費を見て、それとこれと照らし合わせて、じゃあどのぐらいが適当か、適当にするのか、
そういったものを決めて、それを文書化しておいて、もう常に、例えば、使わなければ一番いいん
ですけども、そういった状況になったときに検討を始めますとか、いや、ここどうだ、ああだつて
いう時間かけるんじゃないかと、事前にそういったものを文書化しておくというのが他市の例なん
ですね。これが全てじゃあそのようにしなさいとは私は言いませんが、そのような見方で物事を進め
るとするのは考え方としてはですよ大事じゃないかなと。だから、事前に行うということは時間に

余裕があるので、きっちりとした精査できるその指定管理料というのは設定できると思うんですね。だから私はそういった考えの下で進めていただければなと思うんですけども、そういった事前にその設定、要は指定管理料、何とかガイドラインというのがあったんですけどね、他市では。そういったものを作るというお考えはございませんでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 議員のおっしゃることはよく分かります。確かに私どもとほかの自治体の三セクとの大きな違いは、指定管理料を私どももらうまでもなかったという、これが大前提にあったわけです。ほかの自治体は、もう建てたときから指定管理料をもらわなければやっていけないということがほとんどの施設でありましたので、だから最初にもうガイドラインの設定して、それによって自動的に発生するというようなやり方できたんだというふうに私は昔から認識しておりました。

ですので、私どもは、そこをさぼっていたわけではなくて、指定管理料をいただかずに経営ができていたがために、その部分についての注意力がいかなかったというふうに今のご質問を聞いていて、私のこれまでの議員の時代からの認識からすれば、ああそうだったよねというような認識でおって、今の私の立場からすると、それはいけないんですけども、そういうことだというふうに認識しております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） やはりですね、そういったものは事前に準備しておくという、そういう考え方は大切だと思いますよ。指定管理料を設定するまでもなく、今まではまなすもねむの丘もやってこられたんで、私はこれは使いなさいよって言ってるんじゃないんですよ。31期、光熱費上がったときに、どうなるかっていうことを考えた場合に、例えば大赤字になって、もうほとんど財産もなくなっているような状況の中で、じゃあ次年度、翌年度どうやっていくのとなったときに、やはり突発的でもいいから、今まで使用料というのを調整するものがあつたんですけど、使用料を減免しても今こういう状況というのはやっぱり認識してもらわないとというのが私の考えなんですね。だから指定管理料というのは、そういったときに要は使うというような認識でいて、多分31期、光熱費が上がってマイナスになったときに、じゃあどうする。そのままでもいいよ。じゃあ32期からどうするじゃなくて、31期の途中でもいいから指定管理料をこういうふうにしますよと、途中から、月割りでもいいからというような、そういう形の中で進められるような、要は環境の整備が必要じゃないかなというふうに思っこの質問をさせていただきました。これ答弁いらないです。

じゃあ次の質問に移ります。

(3) 毎年度議会に報告している、にかほ市観光開発株式会社の経営状況等の把握、評価や次年度事業計画の実施事項や目標設定等が適切かの判断を、市ではどのような体制で行い、どのように指導、監督をしているのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (3)についてですが、会社側から見た1年間、いわゆる10月から翌年の9月

までの期間での時系列でご説明をさせていただきます。

まず、2月と8月の年2回、経営状況の報告と、それに対する指摘等をするため、業務運営会議を開催しております。そしてこの場が状況把握、評価の場としての機会となっております。

出席するメンバーは、市側からは副市長、商工観光部長、観光課長、担当者の4名であります。会社側は支配人、はまなす副支配人、ねむの丘総務課長の3名で計7名で開催しているというところであります。

二つ目に、9月上旬ですが、次年度事業計画等の素案について、市との情報共有の場を設け、内容の精査をすることになり、9月下旬には事業計画書が完成されるものであります。

三つ目に、11月ですが、11月には会社の事業実績報告書の素案が市に示され、年2回開催している業務運営会議での評価、指摘事項との対比、確認を行い、最終的な事業実績報告書が完成され、取締役会への報告、その後、市議会の皆さんへの直近の議会で報告するという流れになっております。

このほかとして担当レベル間では、ふだんより緊密な連絡体制を構築しており、情報交換や必要な指導等を都度行っておりますが、担当レベルでは判断できないものがあつた場合については、必要に応じて業務運営会議を開催し、対応することとしております。

このように、市としましても1年を通した関わりの中で経営健全化に資するよう、第三セクターへの指導等に関する指針を基本とした関与を行っているところであります。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） いろいろ会議体を開いてですね業績内容をチェックしているというよう
なご答弁でした。

私、気になって、ここにこの質問をしたのは、事業計画書を毎年度議会に報告なるんですけど、その計画書と翌年度の実績見た場合にですね、その計画書の重点実施事項というのが5項目から7項目ぐらいあるんですけど、28期まではですねほとんど同じ文言なんですよ。24期以降。コピーして、これを重点実施事項にしますって書いて出してたんですね。29期からは変わっています。これ、先ほど市長述べたように、いろいろ市長が、要はいろんな中で改善した中の一つだと思ふんですね。だからこういういい面も出てきました。ただ、以前はやっぱりそういった事業計画書が、ただ単純に計画書を作るという目的で作っていたような計画書だったんですね。それが29期以降は変わってきて、いやあこれじゃあいかんということで、いろいろ対策を重点実施事項として掲げて、要は実施に向けてがんばってきたというのは私も認識しました。

ただですね、結果がやっぱりねどうだったか。その重点事項に対して実施されたかどうか、それが本来その実績にどう結びついているか、そういうところまで要は議論していればいいんですよ。私はそういう議論の場が大切だと思っているんで。こういうのが本来、PDCA（Plan Do Check Action）なんですけど、これをやって初めてやはり次年度、今年度の反省として次年度はこういうことをやって黒字化に少しでも近づけよう、黒字化しよう、やっぱりこういうことやった方がいい、そういう議論の下にあの数値、売り上げ目標、費用目標、それができるべきだと思うんですね。でも、まず今の市長の今までの聞いていれば、多分それをやっていると思います。でも、それを毎

年度議会に報告するという中で、それがいいんですよね、報告事項に。私はそこまで本来、議会に報告するべきだと思うんですよ。議会は三セクの経営には入れないけども、当局から三セクの状況を聞ける、それは要は権利としてあると思うんですよ。だから、そういった形の中で、こういうその体制でチェックしました。それでどのように指導しました。そういったものを議会に対して、きちんと文書で分かるように提示していただきたいなど、それがひとつあってこういう質問をさせていただいたんですね。それを再質問するかどうかは、今、時間がないのであれなんですけども、その第三セク等への指導等に関する指針というのは令和2年の4月策定しているんですけど、それなんですキャッシュフロー分析を行うこととなっているんですね。でもキャッシュフローは議会の方には提示されていないので、このキャッシュフロー分析を実際やっているのかやっていないのか、これ最後の再質問させてください。

●議長（宮崎信一君） 観光課長。

●観光課長（今野伸二君） お答え申し上げます。

今、議員の方からご指摘ございました議会の方にはお示ししておりません。しかしながら、年間で2回、6か月ごとにキャッシュフロー分析ということで確認はさせていただいております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） じゃあ、もしですね、あるんでしたら、できたら議会の方にもそのキャッシュフローを提示するようにできないものでしょうかね。これ、私の希望として、お願いと言えば駄目だっていうふうに言われるんで、これはやっぱりそういうふうに方向にもっていけたらいいなというふうに私の独り言として聞いてください。

じゃあ次の質問に移ります。

2番の若者支援住宅整備事業について。

12月議会に上程された若者支援住宅整備・運営管理業務の債務負担行為補正限度額36億円が、可決して間もなく、国の交付金活用へ方針転換する旨の説明が1月13日にあった。資材高騰や長期金利引き上げで総事業費が膨らむ見通しになることが確認されたため、財政負担を考え、国の交付金活用へ方針転換となった。

交付を受けるため計画の見直しが必要となり、事業者選定に係る関連手続の一時停止判断となった旨の説明があった。一昨年7月30日の総務常任委員会で、入居戸数と間取りの見直し説明から十数か月で、また見直し検討となっている現状に、スピード感をもって進めている事業の進め方に不安を感じます。

交付金活用により、入居者の所得制限も生じる見込みだが、当初計画がどれだけ変更となるのか気がかりだ。そこで以下質問します。

(1)国の交付金活用により、戸数や入居条件、住宅機能、付帯機能、その他の機能等の変更必要有無と変更後の具体的内容の提示を、いつ頃と想定しているか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2、若者支援住宅整備事業についての質問にお答えをさせていただきます。

質問の中に整備戸数などの見直しに関してのお話がありましたので、若干整理して説明をさせていただきます。

まずは一昨年、令和3年6月定例会の補正予算に用地購入に係る関連予算を計上することから、5月31日の全員協議会において当該事業を実施する理由や整備内容などの概要について前もって説明を行っております。この説明において同年3月にまとめた基本構想、基本計画の概要版等を説明資料として提示しており、その資料にある必要戸数116戸や間取り2DKといった内容の概略を説明したところであります。とはいえ、これらの情報数値については、委託したコンサルタント業者が、あくまでもその時点で取得し得る既存データや情報やデータ、意向調査の結果等を基に導き出した推計戸数でありますので、私としてはこの116戸、あるいは2DKに縛られる、この数値ありきといったお話をしたことはありません。そもそもこの事業に限らず、日常的な事業の進め方においては、当然のことながら何度も検討を加えながら、実際に動き出す直前まで検討を重ねて、最終的な仕様や実施内容を定めております。本事業においては、要求水準書がこれに当たります。最終的な要求水準書として整理できるまで、検討・調整を続けているということになります。

こうしたことから、整備戸数といった基本的な事項の検討では、入居者のターゲット層としている若者世代、若年世代の単身者や少人数世帯向けとして民間事業者の賃貸物件はもちろんのこと、市営住宅の間取りや空き室の状況確認のほか、市営住宅が担う役割とは重複しないよう勘案しなければなりません。そうした観点を含めた検討において、2DKと1LDKは、どちらも対応可能な間取りであるものの、1LDKの方が若干床面積を抑えることが可能となります。そして、ニーズの高さといった判断材料などを加味した上で総合的に整備戸数、間取りを決定しており、その旨を担当部局が総務常任委員会において説明したところであります。

また、このたびの現行計画を見直すと判断した経緯については、1月13日の議会に対する説明会でも説明したように、さきの12月定例会から間もなく、経済面における大きな情勢の変化があり、このことは本事業に対しても相当の影響を及ぼす事態であったため、業務進行の兼ね合いから早急に対処、判断する必要があったということについては、ご認識をいただいているものと思います。

(1)についてであります。特定の交付金を活用する場合は、その交付金制度の要綱等に合致した計画、仕様とする必要がありますので、仕様等の変更等を強いられる可能性があります。

現在、私どもの現行計画の概要を示しながら、県及び国と協議をしている段階であり、こうした協議の進捗を含め、ある程度の見直し、計画内容の方向性ですとかそうしたことの見通しが立った段階においては、議会に対してその内容をお示ししたいと考えております。

しかしながら、現在は見直しの端緒についたばかりであり、はっきりと整理できない事柄が多数存在しているため、その時期を現時点でお示しすることはできないということを申し上げておきたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 今、着手したばかりで、ちょっと見通しが立たない、今は言えないとい

うようなことでした。

そこです、そういうふうな現状がそうであれば、一番私が今何が必要かという、計画だと思っ、計画書。スケジュール表の作成。これね、何をやるにしても計画書というのがなければ、何がどのように、誰がいつまで進めるんだというのが、誰も分からないところで進むということですよ。そうすれば、この作業が遅れているのかどうかというのは、誰が見ても分からないんですよ。本人しか分からないんですよ。だから、今途中なんで示せないというふうなご答弁でしたけども、示せなかったら計画書つけばいいんですよ、日程表、スケジュール表。月単位でもいいんですよ。以前、想定で作っても、また想定どおりいかないから、そこを指摘するんでしょうというように独り言で言っていたのをちょっと耳に挟んだんですけども、そうじゃなくてですよ、やはり今現時点でできる計画スケジュール表というのはこうなんだよというのは、示すのが普通なんです、当たり前なんです。それでもって誰が見ても遅れている、計画どおりだというふうな判断をするんですよ。ですから、これ時間なくなるんであれですけども、このスケジュール表って作れないですかね。今現在で。これ再質問させてください。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

●市長（市川雄次君） 当然事業計画には計画のスケジュールというのがあります。これまでの取り組みについてだ、スケジュールに基づいてここまで債務負担行為を設定して、こうして、こうしてという段階で、最後の段階になって、やはりこのウクライナ侵攻やエネルギー危機による物価高及び日銀の金利の上昇ということと相まって、このままのスケジュールをそのまま断行するわけにはいかないということで事業の一旦停止をしているわけです。今後その事業停止をした中で、今度、住宅計画を策定することになります。交付金を活用するためには、そういう計画をまた策定しますので、そうすると、当然今度国に提出するものでもありますので、きちんとしたまたそこでも計画表を、スケジュール感をもった計画表を作らなければなりません。ですので、計画のないところで事業を、私の思いつきだけでやっているということは、独り言じゃないんですけど、ないので、そこだけはきちんとご理解をいただきたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） おっきいスケジュール表はいいですよ。私が言っているのはですね、今、一時停止している中で、国の交付金が、要はオクケーですよともらうまでに、どのくらい期間かかるんだというのも、本来その計画というのはあるべきなんですよ。いつまで交付申請するための申請書類を作って、それを中間的に出して、それで中間的にオクケーになって初めて本申請出すと、そういう流れの中で、これが期間1か月ですよ。本申請に出してから1か月の間で、30日ぐらいでまず大体オクケーが出ますよ。そういったものが本来必要なんですよ。と私は思いますよ。ちょっと時間がないので次の質問に移させていただきます。

(2) 低廉な家賃により当該住宅を貸し出すことで、入居者の家計の負担軽減や貯蓄の増加につなげ、自らが持ち家等を取得していけるような環境を将来効果として、家賃の助成制度を活用するとしていたが、家賃の助成も見直しとなるのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） (2)の答弁を行う前に、スケジュール表についてはですね、きちんとスケジュールは組みます。そこは組みます。ですけど、それを公表するまでの段階、どこがどうなるかということは、ちょっとまだ今、また数値の精査、調査をするということですので、そこは少しお含みおきをいただきたいと思います。

(2)です。

家賃の算定については、国の交付金等を活用して整備した場合であっても、特段の制約はなく、近傍同種、近傍類似の住宅家賃の額との均衡を勘案しながらの設定となりますので、既存の特定優良賃貸住宅つばきや下山の住宅を含め、民間類似物件の状況を確認の上、できる限り低廉な家賃設定ができるよう調整を図っていきたくと思っています。

また、家賃に対する助成制度については、家賃負担の低廉化を実現する手法の一つとしては、現行の新婚・若者夫婦・子育て世帯家賃補助制度などを活用していく方法もありますが、その手法については幅広い視点、観点から、どういった方法によって制度を設計して仕組みを構築できるかなど、整備計画の見直しの進捗状況をにらみながら引き続き検討を進めていきたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 佐々木正勝議員。

●3番（佐々木正勝君） 低廉な家賃ということをうたい文句にしているんで、その辺のところはぜひ進めていただきたいです。

あと、家賃に対しては、今もある制度なんですけど、やはりそれは事前にですね説明できるような状況なればいいんですけど、まだその総額が幾らぐらいかかるんだというのは分からなければ家賃設定もできないという状況は理解していますので、その辺のところはでき次第、公表できるようにしていただければなというふうに考えています。

最後の質問にいきます。

(3) T社独身寮の建設によって、若者支援住宅の入居世帯数や、その他の影響有無をどのように捉えているのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、(3)についてです。さきの施政方針でも述べましたように、転出者数が転入者数を上回る社会減の状況が依然として続いており、その転出先の半数近くは県内他市町であり、そのうちの約50%が隣接する自治体という状況に加え、県内転出者の約7割が39歳以下の若年層が占めている実態は、ここ数年変わらず続いています。

また、議員はT社と言いましたが、私のほうではTDK社と答えさせていただきますが、TDK社の業績の好調さは続いていますし、本市の北部工業団地内での新たな工場建設が進められており、間もなく完成と稼働の開始が見込まれております。新聞報道等、今後3年間で東北において2,000人規模の雇用を創出すると発表されており、その採用活動にあっては県外からも多く採用していくとされております。

こうしたリクルート活動に伴う社員の住まい確保について、TDK社が社員寮を確保することに

よって一定の住まい不足の解消にはつながるものと想像しますが、報道にもあるように、本荘由利地域における各種大型の事業プロジェクトへの工事の従事者の流入なども見込まれており、今後もアパート賃貸物件の不足状況は長きにわたり続くものと推察されております。

そうした中であって市内における単身、あるいは少人数世帯向け賃貸物件の状況は、地元の中小的企業の方々との情報交換の中でも、依然として不足している状況がうかがえており、このような実情を踏まえ、労働力の確保の観点からも、若者世代を市内にとどまらせる、とどまる選択肢を用意するとともに、若者の自立を後押しする若者福祉の向上を図っていくための若者支援住宅の整備は、意義ある施策であると考えております。

しかしながら、こうした一つの企業の専用社員寮の整備が市内アパート等賃貸物件の需給バランスに、どのような影響をもたらすのか予測が難しい面もありますので、その実情、最新の状態を確認した上で、量的なボリューム、機能や性能といった計画の見直しの方針、その内容について整理、検討を進め、改めて判断をしていきたいと考えております。

【3番（佐々木正勝君）「質問を終わります」と呼ぶ】

●議長（宮崎信一君） これで3番佐々木正勝議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後2時26分 散 会
